

第2次瑞穂町教育基本計画 (学校教育)



みずほっ子の目標

- ① みずほを愛し 発展させるひと
- ② ずっと社会とかかわる 優しいひと
- ③ ほがらか 明るく 夢を語るひと



令和2年3月

瑞穂町教育委員会

第2次瑞穂町教育基本計画の策定に寄せて

瑞穂町教育委員会教育長 鳥海 俊身

瑞穂町では平成22年3月に第1次瑞穂町教育基本計画（学校教育）が定められ、これに基づく教育を展開してまいりました。この間、町民の皆様や教職員のご理解とご協力により、計画してきた各施策・事業を推進できましたことに深く感謝申し上げます。特に「自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成」の下、ふるさと学習「みずほ学」が充実してきたことは喜ばしいことです。この一端が評価され、キャリア教育優良教育委員会として文部科学大臣表彰を受賞しました。（令和2年1月）

一方、第1次計画の定める期間（平成22年度から令和元年度）、社会情勢は変貌を遂げ、教育界もその影響を大きく受けることになりました。これからも技術革新や多様な価値観、社会構造の変化が進み、子どもたちが将来に生きる社会は引き続き激動の時代が予想されます。

このような情勢にあっても豊かに生き、適応するだけでなく未来を開拓する人材を育成していかなければならないと考えています。このために必要な次なる10年を見通した第2次計画を定めました。この計画でみずほっ子の目標を次のように掲げています。

⑥みずほを愛し 発展させるひと

⑦ずっと社会にかかわる 優しいひと

⑧がらか 明るく 夢を語るひと

これには、これまでの学校教育の良さを受け継ぐとともに、どのような場面に遭遇しても、ふるさとみずほのことを思い出して、瑞穂町の振興と、社会と関わりながら自己実現を追求してほしいとの願いが込められています。

学校教育は学校だけで完結することはありません。ご家庭・地域の皆様方、外部団体等との協働連携が欠かせません。その際、本計画を指針とし、活用されることをお願いいたします。また、このことがみずほっ子育成の一番の近道だと考えています。

なお、この計画の策定に当っては、平成30年度に児童・生徒、保護者の皆様方からアンケートのご協力をいただき、第1次同計画の総括をすることができました。また、瑞穂町教育基本計画審議会を6回開催することができ、東京女子体育大学教授田中洋一様を会長として、公募委員も加わっていただき総勢17名の審議会委員から活発なご審議をいただいたこと、パブリックコメント等を経て町民の皆様のご意見も参考とさせていただくことができたことに心から感謝申し上げます。

第2次瑞穂町教育基本計画(学校教育) 目次

第Ⅰ章 第2次瑞穂町教育基本計画についての考え方	5
1 計画策定の経緯	
2 第2次計画の位置付け	
3 計画の期間	
第Ⅱ章 国及び東京都の動向	7
1 国の動向	
(1) 学習指導要領の告示	
(2) 第3期教育振興基本計画	
(3) 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」	
2 都の動向	9
(1) 東京都教育ビジョン(第4次)	
第Ⅲ章 瑞穂町を取り巻く状況と社会情勢等の変化	13
1 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画の総括	
1 人間力の向上を図る教育活動の展開	13
(1) 国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成を図る	
(2) 社会で活用できる確かな学力の向上を図る	
(3) 生涯にわたる健康な心と体を育成する	
(4) 特別支援教育の充実を図る	
(5) 豊かな人間関係能力を育成する	
2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもを育成する教育活動の展開	18
(1) 郷土を愛する心を育成する	
(2) 異文化理解を通して日本のよさについての理解を深める	
3 地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成する教育活動の展開	20
(1) 社会の一員としての役割や自覚の涵養を図る	
(2) 望ましい勤労観・職業観を育成する	
(3) 公共心を育成する教育活動の充実を図る	
(4) 保育園・幼稚園等との連携を図る	
(5) 学校教育への保護者・地域住民の参画を推進する	

4 信頼される学校教育の展開	24
(1) 地域に開かれた学校教育を推進する	
(2) 学校の教育力の向上を図る	
(3) 家庭の教育力の向上を図る	
(4) 安全・安心な教育環境づくりを推進する	
2 瑞穂町の状況	
第Ⅳ章 瑞穂町教育委員会教育目標と基本方針	30
第Ⅴ章 計画の体系	32
1 4つのフェーズ（階層）分け	
2 「人間力」から「生きる力」へ	
3 みずほっ子の目標	
4 定めるべき【フェーズ3】（フェーズ2を実現するための方向性）	
5 必要な【フェーズ4】「フェーズ3を実現する主要な施策・事業（主な実施計画）」	
第Ⅵ章 前期5年間で取り組む主要な施策・事業（主な実施計画）	40
1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育【フェーズ3】	40
1 現状、課題とそれらを克服する方向性	
2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）	
(1) 人権教育の推進	
(2) 「考え議論する道徳科の授業」と別葉に基づく道徳教育の推進	
(3) 情報モラル教育の推進	
(4) 「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応	
(5) SOSの出し方（自殺の防止）に関する教育の推進	
(6) 適切な性教育	
(7) 人権教育を基盤にした生活指導の推進	
2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育【フェーズ3】	44
1 現状、課題とそれらを克服する方向性	
2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）	
(1) ふるさと学習「みずほ学」の推進	
(2) SDGsの視点に立った主権者教育の推進	

- (3) 小学校からのプログラミング教育の推進
- (4) 英語教育、国際交流の推進
- (5) 日本の伝統・文化理解教育の推進

3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育【フェーズ3】48

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - (1) 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
 - (2) 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進
 - (3) 未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進
 - (4) 読書活動の推進

4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育【フェーズ3】53

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - (1) 体力向上と健康教育の推進
 - (2) 部活動指導への支援
 - (3) 食育と食物アレルギー対策の推進

5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育【フェーズ3】56

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - (1) キャリア教育の推進
 - (2) 特別支援教育の推進
 - (3) 不登校対策の推進

6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育【フェーズ3】61

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - (1) 校舎の耐震化や老朽化したブロック塀等の撤去など安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
 - (2) 快適なトイレや空調設備の整備の推進
 - (3) ICT環境の計画的な整備の推進
 - (4) 安全教育の推進と通学路等の安全の確保
 - (5) 就学・進学に関する援助の推進

7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成【フェーズ3】

.....64

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - （1）瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保
 - （2）職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進
 - （3）教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置
 - （4）校内研究・指定校研究の推進
 - （5）教職員の服務事故を防止する研修の推進

8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進【フェーズ3】

.....67

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - （1）教員の職務を支援する施策の展開
 - （2）教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進
 - （3）部活動指導への支援

9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり【フェーズ3】

.....70

- 1 現状、課題とそれらを克服する方向性
- 2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）
 - （1）地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による学習教室や登下校安全対策等、学校支援の推進（全小・中学校）
 - （2）ふるさと学習「みずほ学の推進」（再掲）と外部人材を活用した学習支援の推進
 - （3）青少年の健全育成の推進
 - （4）保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援
 - （5）社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進

参考資料.....75

第Ⅰ章 第2次瑞穂町教育基本計画についての考え方

1 計画策定の経緯

平成18年に教育基本法が改正され、教育の振興のための施策に関する計画を定めるように努めなければならないとされ、瑞穂町教育委員会では平成22年3月に「瑞穂町教育基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を定めました。

第1次計画では平成22年度から令和元年度までの10年間の基本方針を定めていましたが、その後の教育環境や社会情勢等の変化を考慮し、内容の一部を見直し、平成27年度から最終年度となる令和元年度にいたっています。（見直しを図った第1次計画を「第1次後期計画」という。）

第1次後期計画を終了するにあたり、同計画の取組を検証・総括するとともに、国や都の動向なども踏まえ、瑞穂町教育委員会が掲げる教育目標と基本方針に基づき、学校教育の振興に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに第2次瑞穂町教育基本計画（以下、「第2次計画」という。）を策定するものです。

2 第2次計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に則り、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、第1次後期計画の後継にあたるとともに、瑞穂町第5次長期総合計画における教育に関する分野別計画及び瑞穂町の教育に関する大綱にも反映されます。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これらを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

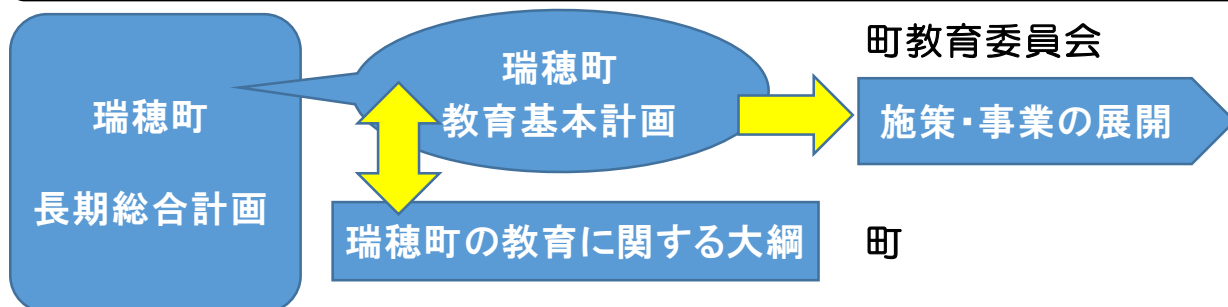
2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第5次瑞穂町長期総合計画

現行は第4次同計画で町の将来都市像を掲げ、令和2年度が最終年度である。瑞穂町の最上位計画に位置する。第5次同計画は令和元年度から策定していくことになる。第5次同計画の期間は、令和3年度から令和12年度まで（予定）

瑞穂町の教育に関する大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町長と教育長・教育委員で構成される総合教育会議で、平成28年4月に採択された。同大綱は、現行の瑞穂町第4次長期総合計画に位置付けられている第1次後期瑞穂町教育基本計画を参酌し定められた。



3 計画の期間

令和2年度から令和11年度の10年間を基本計画の期間としますが、社会情勢や国・都の動向の変化にあわせて、前期5年間終了時点で見直しを行います。

第Ⅱ章 国及び東京都の動向

1 国の動向

(1) 学習指導要領の告示（平成29年3月）

平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて、学習指導要領が改訂されました。小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施となります。今回の改訂にあたっては、これまでの「生きる力」を踏襲しつつも、その確実な実現を図るために、社会に開かれた教育課程を目指し、より保護者の方や地域の方々との協働を強めているのが特徴です。また、人工知能や情報技術を生かした第4次産業革命が起こるであろうといわれている2030年代を見据え、今の子供たちが社会で活躍する頃の、予測困難な時代に、一人ひとりが未来の創り手となるよう以下のことを意識・重視したカリキュラム等が望まれています。

平成29年告示学習指導要領で目指す「生きる力」とその育み方
1 子供たちに身に付けさせたい資質・能力とその学びの進化



キーワード:

- ・分かった・おもしろい
- ・見通し・粘り強く
- ・協働・伝え合い・振り返り

主体的・対話的で深い学び

キーワード:

- ・PDCAサイクルによる改善
- ・教師・教科等の連携
- ・地域連携

カリキュラム・マネジメント

2 新たに取り組むこと、これからも重視すること

プログラミング教育

コンピュータがプログラムによって動き、社会で活用されていることを体験し、学習します。

外国語教育

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の力を総合的に育みます。

道徳教育

自分ごととして「考え、議論する」授業などを通じて道徳性を育みます。

言語能力の育成

国語を基として全ての教科等で子供たちの言葉の力を育みます。

理数教育

観察、実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析し、課題を解決するための統計教育を充実します。

伝統や文化に関する教育

我が国や郷土が育んできた日本の伝統や文化を学びます。

主権者教育

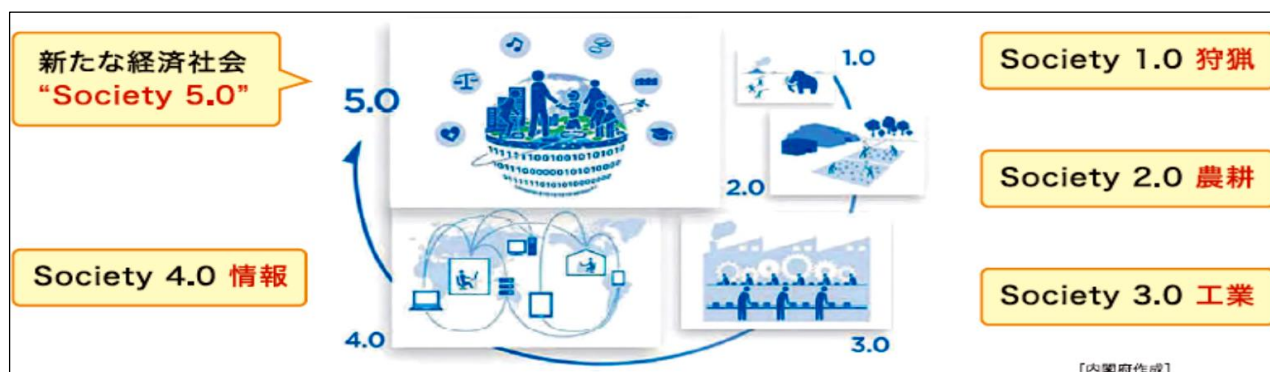
社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画する力を育みます。

消費者教育

自立した消費者を育むため、契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学習します。

(2) 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日 閣議決定）

国では第2期教育振興計画で掲げた『自立』『協働』『創造』を継承しつつ、超スマート社会（Society 5.0）時代や人生100年時代の到来に向け、「人づくり革命」と「生産性革命」に教育施策として貢献することが喫緊の課題であるとしています。教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えて取り組むことになりました。



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持
	(2)豊かな心の育成<〃>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善
	(3)健やかな体の育成<〃>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善
	(4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	など
	(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	
	(6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>	
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする
	(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加
	(9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
	(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする
	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	など
	(13)障害者の生涯学習の推進	
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善
	(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供	など
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮
	(17)ICT利活用のための基盤の整備	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
	(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
	(19)児童生徒等の安全の確保	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)
	(20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善
	(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	など

（３）「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

（中央教育審議会へ諮問 平成３１年４月１７日）

文部科学省は、知・徳・体を一体で育む「日本型教育」を評価しつつ、社会の急激な変化とともに以下の課題を指摘しています。（抜粋）

○児童・生徒の語彙力や読解力に課題

○いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童・生徒、不登校児童・生徒、外国人児童・生徒等の増加

○学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況

上記課題や Society 5. 0 時代の教育・学校・教師の在り方を踏まえ、下記の内容を中央教育審議会へ諮問しました。（抜粋）

1 新時代に対応した義務教育の在り方

○基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策

○義務教育9年間を見通した児童・生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方

○障害のある児童・生徒を含む特別な配慮を要する児童・生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童・生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方など

2 増加する外国人児童・生徒等への教育の在り方

○外国人児童・生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方

○公立学校における外国人児童・生徒等に対する指導体制の確保

○日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方

3 これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備

○児童・生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方

○義務教育9年間で、学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員の配置や教員免許制度の在り方

○特別な配慮を要する児童・生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築

○義務教育を全ての児童・生徒等を実質的に保証するための方策

○いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策

○教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

2 都の動向

（１）東京都教育ビジョン（第４次）（平成３１年３月）

東京都教育委員会では、国が定めた「第３期教育振興基本計画」を参酌するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）、学習指導要領の改訂に対応し、東京都知事が定めた「東京都教育施策大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第１条）」と基本的な方針を共有する同ビジョン（第４次）を定めました。これは都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の「羅針盤」となるもので、これから目指すべき方向性を共有していくことが求められています。

基本的な方針	今後5年間施策展開の方向性	主な施策展開(抜粋)
1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります	○小・中学校における基礎学力の定着 ○就学前教育と小学校教育の接続 ○特別支援教育の充実 ○外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実
	② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します	○課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進 ○授業改善に資する研究・研修の推進
2 社会の持続的な発展をけん引する力を伸ばす教育	③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します	○都市型農業教育における東京の食を支える人材の育成 ○ものづくりへの興味・関心を高めていく教育の推進
	④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します	○小・中学校における理数教育の推進
	⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します	○小学校のプログラミング教育の推進 ○社会の変化に対応した実践力のあるIT人材の育成
3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 生きた英語を身に付け、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します	○小・中学校における英語教育の充実 ○学校外での英語に触れる環境の充実
	⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します	○国際社会に生きる人材の育成 ○優れた芸術文化に対する理解の促進
	⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します	○国際交流の推進
4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	⑨ 自分の未来を切り開く力を育むキャリア教育を充実します	○キャリア教育の推進 ○主権者として社会に参画する能力の育成 ○将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保
	⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します	○「東京都特別支援教育の推進計画(第二期)」に基づく取組の推進 ○医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供 ○インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施
	⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します	○給付型奨学金による支援 ○学校と家庭との連携を図る取組の充実 ○区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援 ○フリースクール等の民間施設・団体等の連携の推進 ○外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実

基本的な方針	今後5年間施策展開の方向性	主な施策展開(抜粋)
5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します	○人権教育の推進
	⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を推進します	○小・中学校の「考え議論する道德」の推進 ○動物飼育や環境保全に向けた取組の推進
	⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します	○東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】の着実な推進 ○SOSの出し方に関する教育の推進 ○教育相談の一層の充実 ○児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携強化 ○情報モラル教育の着実な推進
6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します	○「アクティブプラン to 2020」の推進 ○運動部活動の推進
	⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します	○健康教育の推進 ○食育の推進 ○アレルギー疾患対策の推進
	⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します	○安全教育の推進 ○防災教育の推進
7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育の推進	⑱ 東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します	○「東京オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進 ○ボランティアマインドの醸成 ○共生社会の形成 ○スポーツ志向の重視 ○豊かな国際感覚の育成 ○「学校 2020 レガシー」の構築 ○優れた芸術文化に対する理解の促進 (再掲)
8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します	○社会的自立に必要となる「知」「徳」「体」の育成 ○グローバルに活躍する人材の育成 ○「東京オリンピック・パラリンピック教育」の推進 ○社会的・職業的に自立しようとする意識の醸成 ○高等学校における特別支援教育の推進
	⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します	○国際色豊かな学校の拡充 ○専門高等学校の改善 ○中高一貫教育の改善 ○定時制課程・通信制課程の改善 ○島しょ高等学校の改善
	㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます	○組織的な学校経営の強化 ○教員の資質・能力の向上 ○安全で環境に優しい施設整備 ○就学機会の適正な確保 ○社会の変化に対応した入学者選抜の改善

基本的な方針	今後5年間施策展開の方向性	主な施策展開(抜粋)
	※㉑ 続き	○課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実
9 これからの教育を担う優れた教員の育成	㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します	○養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成 ○優秀な教員志望者の確保 ○将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保(再掲)
	㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります	○経験等に応じた教員研修等の充実 ○新教育課題に対応する資質・能力の向上 ○特別支援教育を推進する教員の資質向上 ○「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進
	㉔ 教育者としての高い志をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します	○学校リーダーを育成するための支援の充実 ○教育管理職登用の推進
10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します	○学校を支える人員体制の確保 ○在校時間の適切な管理と意識改革の推進 ○教員業務の見直しと業務改善の推進 ○部活動の負担軽減
	㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します	○学校を支援する新財団の設立
11 質の高い教育を支える環境の整備	㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります	○教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進
	㉘ 質の高い学校を支える施設・設備等を整備します	○空調設備の整備の推進 ○トイレ整備の推進 ○環境に配慮した整備の推進 ○ICT環境整備のさらなる推進 ○安全対策のための防犯カメラの整備
12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり子供を見守り、育てる教育活動を推進します	○学校と家庭との連携を図る取組の充実(再掲) ○「放課後子供教室」における活動の推進 ○外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実(再掲)
	㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します	○「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実(再掲) ○「地域学校協働活動」の推進 ○地域と共にある学校づくりの推進

第Ⅲ章 瑞穂町を取り巻く状況と社会情勢等の変化

1 第1次瑞穂町教育基本計画後期計画の総括

1 人間力の向上を図る教育活動の展開

(1) 国際社会でたくましく生きるための資質・能力の育成を図る

未来に向かって生きる子どもたちには、国際社会で生きていくための人間性・知識・技能等のいわゆる人間力が必要です。

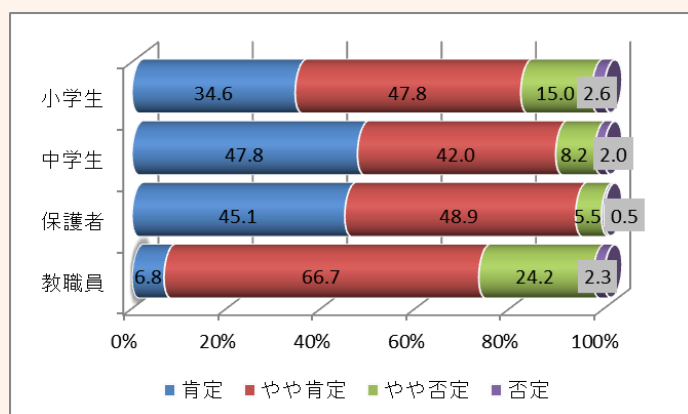
それらを育成するためには、人権に対する正しい知識・理解を育み、人権課題の改善に向けた実践的態度の育成を図るとともに、道徳教育の充実を通して道徳的価値を深めます。さらに、豊かな人間性の育成に向け、規範意識の醸成や感性並びに社会性を育成します。

重点目標	教育委員会の施策
○人権意識の高揚 ○豊かな心の育成 ○道徳性の育成 ○個性の伸長	○人権意識の高揚に向けた研修の充実 ○特別支援教育の理解・啓発に向けた研修・資料等の整備 ○道徳教育の充実に向けた研修の充実 ○道徳副読本を活用した道徳教育の充実 ○感性を育む教育環境の整備 ○特別活動等の充実

総括

人権教育の推進及び道徳の時間を要とした学校教育全体での道徳教育の推進を通して、子どもたちに規範意識を醸成するとともに、個性の伸長を図ってきました。

○善悪の判断についての現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



小学生

あなたは、よいこと、悪いことを判断する力（いじめを許さないなど）が身に付いていると思いますか。

中学生

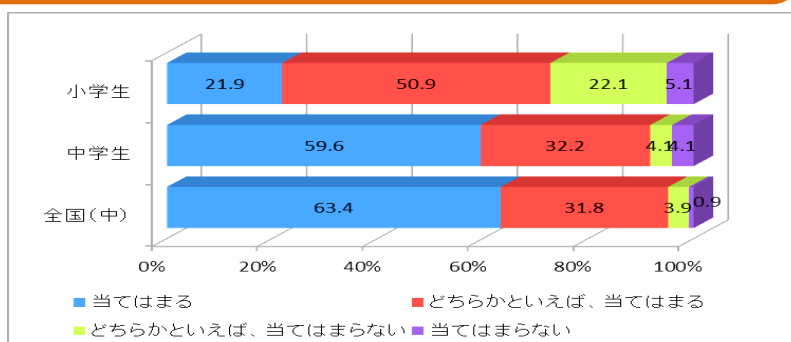
あなたは、よいこと、悪いことを判断する力が身に付いていると思いますか。

保護者

お子さんは、善悪の判断する力が身に付いていると思いますか。

教職員 子どもたちは、善悪を判断する力が身に付いていますか。

○学校のきまり（中学校は規則）を守っていますか。（平成30年全国学力・学習状況調査）
（中学校は全国データも掲載）



小学生よりも中学生が善悪の判断についてはある程度身に付いていることから、子どもの発達段階に合わせた系統的な指導について一定の成果が見られます。また、教職員の意識ではさらに善悪の判断について身に付けさせようとする意識が見られます。ただし、全国よりも若干肯定的な回答は少なくなっています。

（２）社会で活用できる確かな学力の向上を図る

社会で生きていくためには、自己の能力や特性についての理解を深め、自己のよさを生かしながら社会の一員としての役割を果たしたり、生き甲斐を見いだしたりするための基盤となる確かな学力が必要です。

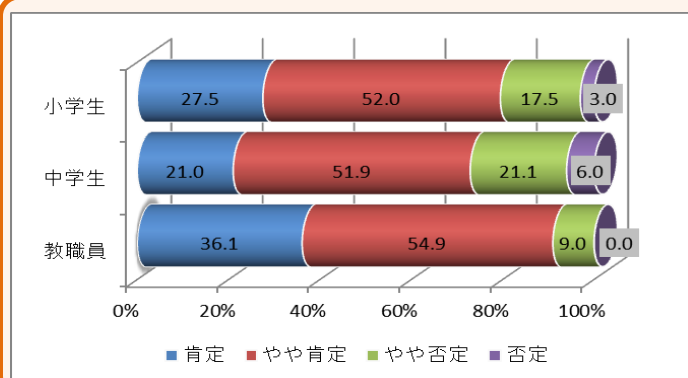
そのために、教育活動の工夫や充実を通して、生涯にわたり活用できる確かな学力の定着を図ります。

重点目標	教育委員会の施策
○基礎学力の定着	○「瑞穂町ステップアップ教室」と「瑞穂町フューチャースクール」の実施
○授業規律の確立	○学力向上計画の策定に向けた指針の提示 ○授業規律の確立に向けた指導資料の作成
○言語能力の向上	○国語辞典を活用した言語能力の向上 ○漢字力の向上を目指した取組の推進
○小・中学校が連携した教育活動の推進	○学習支援にかかわる人的配置の充実（学習サポーター、小学校補習指導員） ○小・中学校が連携した教育活動・研修会等の充実
○保育園・幼稚園等と連携した小学校教育の充実	○学習活動の充実を図るためのＩＣＴ機器の活用と研修の充実 ○保育園・幼稚園等との連携を図った教育活動、特別支援教育の推進 ○図書館と学校の連携活動の推進 ○郷土資料館の活用

総括

教育委員会では様々な施策を通して、学力の向上（特に基礎・基本を中心に）を図り、授業規律を確立するとともに、保育園・幼稚園・小学校・中学校が連携した教育活動を推進してきました。

○主体的に学習に取り組んでいるかの現状（平成３０年 瑞穂町教育委員会調査）



小学生・中学生

学校の授業では、課題の解決に向けて、自分で考え自分から取り組んでいたと思いますか。

教職員

子どもたちが課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む授業を行っていますか。

小・中学生共に、７０％以上の子どもが主体的に学習をしていると回答していました。教職員は９０％以上の子どもたちが主体的に学習する授業を行っているという回答でしたが、意識の差は２０％程ありました。

（３）生涯にわたる健康な心と体を育成する

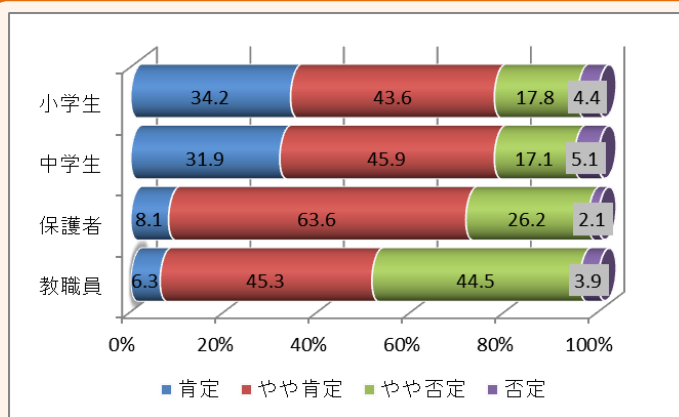
生涯にわたり心身共に豊かに生きていくためには、健康な身体の育成や事故・災害等から身を守るための資質・能力の育成を図ることが重要です。日々の教育活動に加えて、安全教育等の様々な教育活動を通して、子どもの心と体の健康の保持・増進を推進します。

重点目標	教育委員会
○体力の向上を目指す教育の充実 ○健康教育の充実 ○食育の充実 ○安全教育の充実 ○部活動の充実	○教育相談についての教員研修会の実施 ○全小・中学校への専任相談員派遣制度の充実 ○全小・中学校へのスクールカウンセラーの配置 ○体力向上に向けた教育活動の充実 ○部活動外部指導員の配置 ○部活動の公式戦参加のための支援

総括

体育・保健体育の授業を中心に体力の向上を図ってきました。また、心の健康についても臨床心理士を定期的に学校に派遣しました。部活動については、瑞穂町部活動基本方針（平成３１年４月一部改訂）を定め推進してきました。

○体力に関する意識の現状（平成３０年 瑞穂町教育委員会調査）



小学生・中学生

学校生活を通して、体力が身に付いていると思いますか。

保護者

お子さんの体力向上の面で、学校の指導に満足していますか。

教職員

子どもたちの体力は向上していると思いますか。

体力についてやや肯定の要素を含めると７０％以上の子どもが、体力が身に付いていると回答しています。保護者も同様な回答を示していますが「やや肯定」の要素が強い結果となっています。教職員の肯定の割合は半分程度でした。

（４）特別支援教育の充実を図る

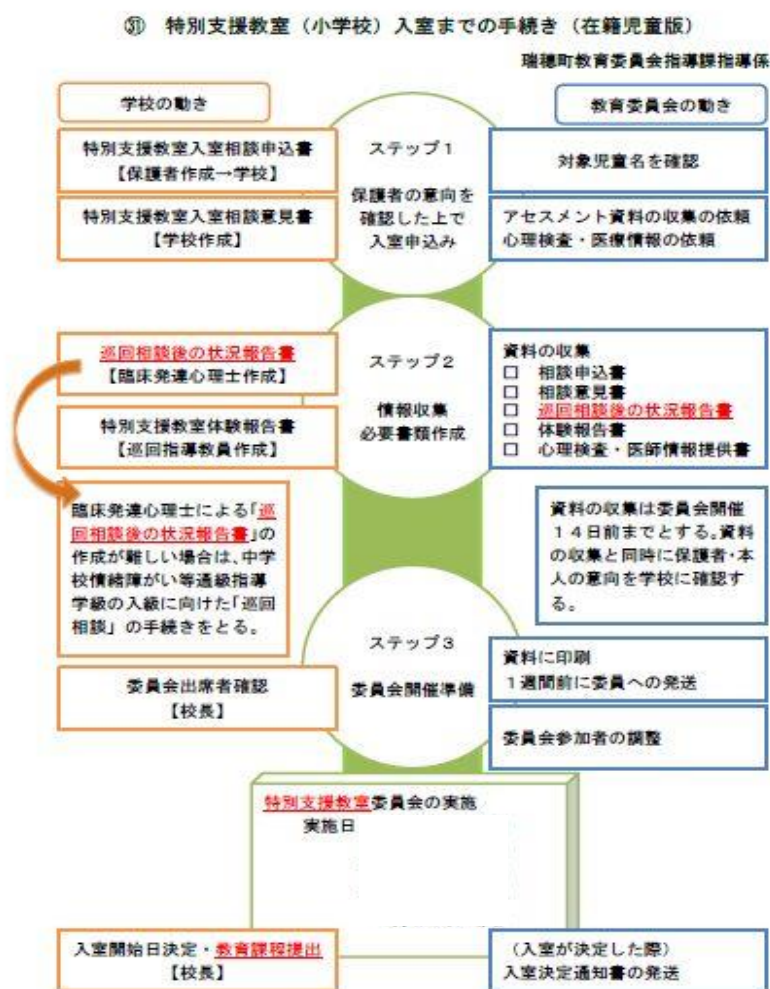
瑞穂町の特別支援教育は、児童・生徒一人一人の個性の伸長と可能性を伸ばす指導を実施します。指導方法の工夫や個別指導計画の作成、並びに校内委員会の充実に向けた取組の推進を通して、特別支援教育の充実を目指します。

重点目標	教育委員会の施策
○特別支援教育のシステムの周知 ○特別支援教育にかかわる就学支援の充実 ○特別支援教育の理解促進	○特別支援学級（通級指導学級）の全校配置 ○特別支援教育講演会の開催 ○巡回相談の充実 ○通級指導学級の入・退級システムの充実 ○特別支援教育コーディネーター研修の充実 ○就学支援委員会の充実 ○保育園・幼稚園等との連携活動の充実 ○保育園・幼稚園等への臨床心理士の派遣

総括

特別支援教育の仕組みの周知については、保育園・幼稚園等への周知を中心に行ってきました。学校向けの周知も徹底し特別支援教育を推進してきました。

○特別支援教育の仕組みについて



特別な支援を必要としている子どもは、年々増加している。特に、特別支援学級（学校）・特別支援教室及び情緒障がい等通級指導学級へ通うことを希望する子どもが増えている。このことから、平成30年度より、特別支援学級等への入級についてのチャート図を各学校等に示し、支援までの流れを明確にした。（その後、実態に合わせて、毎年見直している。）

特別な支援を要する子どもが増加し、制度的に整えてきてはいるが、支援員の有効活用・制度の理解と活用に課題がある。また、中学校の情緒障がい等通級指導学級は将来的に特別支援教室に移行する。子どもの実態にあった9年間の継続・充実した特別支援教育が求められている。

（5）豊かな人間関係能力を育成する

社会で生きていくためには、人とのかかわる力が必要です。人とのかかわるための重要な資質・能力の一つが、コミュニケーション能力であり、その基本は言語力です。「聞く」「話す」「書く」「伝える」ために日本語を適切に使うことのできる能力を育成することが重要です。様々な年齢層や立場の人とのかかわりを通して、コミュニケーション能力の育成を図ります。

さらに、これから子どもたちには、外国語の活用を通して、自分の考えや思いを伝えることのできるコミュニケーション能力も重要です。言語や文化の異なる国の人にも、自分の考えや思いを適切に伝えることができる豊かな人間関係能力の育成を図るための教育活動を推進します。

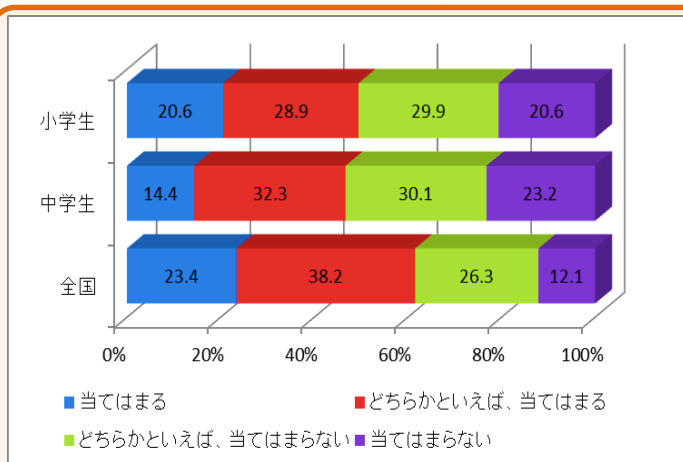
重点目標	教育委員会の施策
○コミュニケーション能力の育成 ○表現力の育成 ○外国語・英語力の育成 ○国際理解教育の推進	○異年齢者との交流活動の実施 ○小学校外国語活動の充実に向けた人的配置 ○小学校外国語活動研修会の実施 ○中学校における外国語指導の充実のための人的配置 ○総合的な学習の時間における国際理解教育の推進 ○国内他地区の中学生との交流事業の実施

総括

小学校段階からの外国語活動を充実させ、全校に英語指導助手（ALT）を配置し、子どものコミュニケーション能力の育成や国際理解教育を推進してきました。

○地域や社会で起こっている問題や出来事に興味がありますか

（平成30年 全国学力・学習状況調査 全国は小・中学生の合計）



全国学力・学習状況調査においては、70問程度意識調査が行われている。外国語活動・外国語（英語）に関する直接的な調査は今年度なかったが、子どもがどのくらい社会の事に関心があるかの項目を示した。

小・中学生共に全国よりも、社会の事に関心がある割合は低くなっています。子どもたちが視野を広くもつことができるようにする必要があります。

2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもを育成する教育活動の展開

(1) 郷土を愛する心を育成する

郷土を愛する心を培うためには、町の伝統・文化を知ることや町の歴史を理解すること、並びに自然環境に対する知識を深めることなどを通して、町への興味・関心を高めるとともに、積極的に地域の行事等に参加させることが大切です。

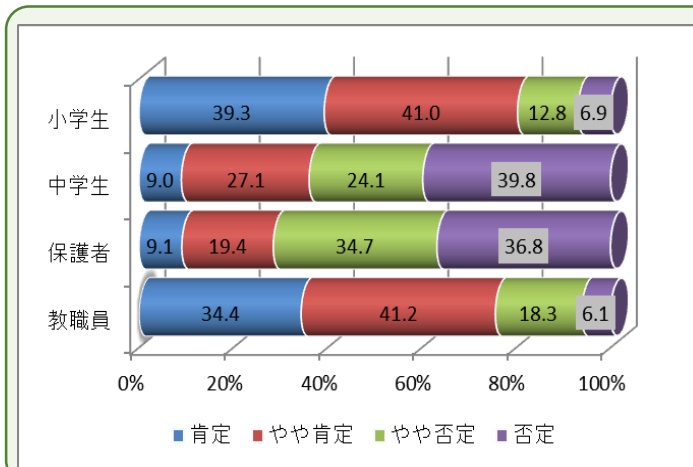
そのことを通して、町への理解を深めるとともに、子どもたちが自分たちの町づくりのために何が必要なのかを考え、自分のできることを実践する態度の育成を図ります。そして、よりよい町づくりに貢献できる人材の育成を目指します。

重点目標	教育委員会の施策
○郷土愛の育成 ○郷土の自然・歴史・環境等についての理解 ○郷土芸能・産業の理解	○発達段階に応じた町の自然、歴史、伝統・文化に対する体験学習の実施 ○郷土資料館（けやき館）の活用 ○郷土講習会の実施（村山大島紬等） ○環境教育の充実 ○町の伝統・文化、産業等についての小学校社会科副読本への掲載

総括

郷土愛を育成するために、今まで各学校で取り組んでいた郷土に関する取組を、平成 29 年度から、ふるさと学習「みずほ学」として位置付け、推進を図ってきました。

○ふるさと学習「みずほ学」の現状（平成 30 年 瑞穂町教育委員会調査）

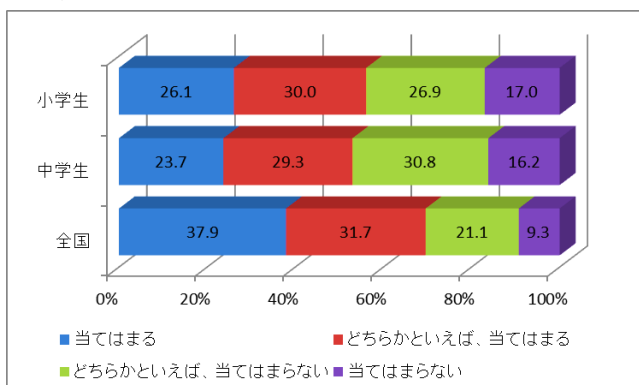


小学生・中学生
ふるさと学習「みずほ学」の授業は楽しいですか。

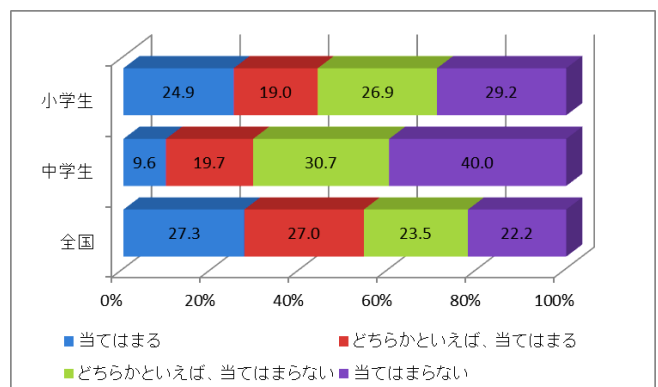
保護者
学校で行っている、ふるさと学習「みずほ学」の取組は、保護者の方に伝わっていますか。

教職員
学校は、ふるさと学習「みずほ学」を工夫して行っていますか。

○今までに受けた授業や課外活動で地域の事を調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思いますか（平成 30 年 全国学力・学習状況調査 全国は小・中学生の合計）



○今住んでいる地域の行事に参加していますか（平成 30 年 全国学力・学習状況調査 全国は小・中学生の合計）



小学生と教職員の状況からはおおむね意識した取組が行われていますが、中学生の取組と保護者への周知については改善する余地があります。今後も継続的に郷土愛を育成する取組を続ける必要があります。全国と比べると、東京都内の自治体という影響もありますが、地域行事等への参加について改善する余地があります。

(2) 異文化理解を通して日本のよさについての理解を深める

国や地域のよさを理解するためには、自分の住む地域や日本の伝統・文化に対する理解が必要です。そのためには、地域や日本の伝統・文化に対する学習や体験等を通して、地域や日本のよさを知り、気づき、そのすばらしさを実感するための教育活動を推進することが必要です。

さらに、他国との文化交流等を通して学んだことから、自国のよさについての理解を深める教育活動を推進します。

重点目標	教育委員会の施策
○日本の伝統・文化にかかわる学習の推進 ○外国との文化交流事業の推進 ○国際理解教育の推進	○和楽器を活用した授業の充実 ○日本の伝統・文化にかかわる鑑賞教室の実施 ○外国や姉妹都市との交流活動の充実

総括

日本の伝統・文化にかかわる学習を、ふるさと学習「みずほ学」を通して実施してきました。また、横田基地との交流など国際理解教育の推進を図ってきました。

○日本の伝統・文化にかかわる学習の様子



各学校において、学校の特色に合わせてふるさと学習「みずほ学」を実施している。これに加えて、教育委員会では近隣の自治体と連携して、伝統・文化について触れる事業を実施している。左の写真は「親子多摩だるまづくり」の様子であり東京都内で一番だるま事業所数が多く、瑞穂町の特色が出せる事業を実施している。その他に、年1回程度、1校の小学校が横田基地の学校と交流事業を実施している。

前の項目2(1)でも示したように、ふるさと学習「みずほ学」の取組は発展途上の段階にあります。上記の事業のように、保護者にも直接伝わる取組を行うなど、今後も工夫が必要です。

3 地域社会の一員としての役割を担う子どもを育成する教育活動の展開

(1) 社会の一員としての役割や自覚の涵養を図る

社会の一員としての自己の在り方や役割を理解した子どもを育成するためには、規範意識の醸成や自己有用感の育成が重要です。そのためには、日々の学習活動や学級活動、並びに児童会・生徒会活動等の自治活動を通して、集団における所属意識の育成を図ります。一人ひとりの子どもに、集団における自己の役割についての認識や自尊感情を培う取組を通して、社会の一員としての自覚や所属する社会を愛する心の育成を図ります。

重点目標	教育委員会の施策
○健全育成の推進 ○規範意識の醸成 ○自尊感情の醸成 ○体験活動の充実 ○自治活動の充実	○啓発資料の作成（「規律正しいみずほの子」等） ○小・中学校の連携による生活指導体制の構築 ○教育相談員の派遣事業の充実 ○ジュニアリーダーの育成 ○幼稚園・保育園への相談員の派遣事業の充実 ○不登校改善に向けた教育相談活動の充実 ○適応指導教室の充実 ○地域社会の一員としての役割意識の育成 ○児童会・生徒会活動の充実と交流活動の実施

総括

常に健全育成の推進に心がけ、子どもの自尊感情を高めるはたらきをしてきました。近年は幼稚園・保育園との連携を深めています。

○家庭啓発資料の継続的な配布



瑞穂町教育委員会では、毎年、家庭啓発資料「げんにはつらつ 瑞穂の子」を、幼稚園・保育園と連携し、小学校入学前に配布し、小学校入学段階から家庭・地域と連携した健全育成を推進している。説明する機会が新入生説明会などに限られており、啓発の機会の一層の充実を図る必要がある。

(2) 望ましい勤労観・職業観を育成する

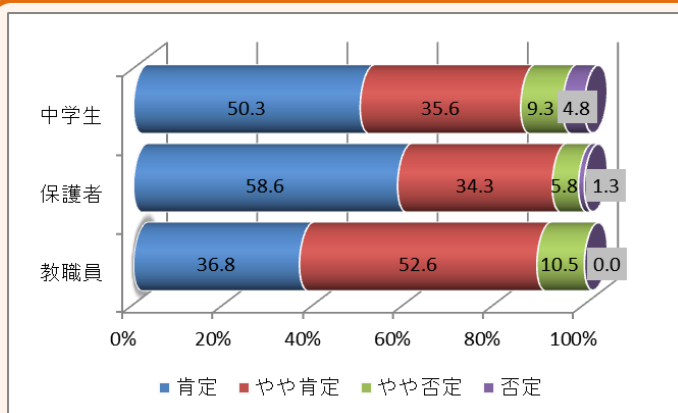
将来、生活を充実させ、よりよく生きるためには、生きる力の基礎・基本となる学力の向上を図ることはもとより、働くことの尊さを理解することや社会に貢献する態度を育成することが必要です。そのためには、発達段階に応じたキャリア教育を通して、「生き方」や「自己の在り方」についての理解を深めるとともに、職場訪問や職場体験を通して働くことの意義や目的についての理解を深め、「望ましい勤労観・職業観」を育成することが必要です。将来に向けた夢や希望をもち、学習活動に意欲的に取り組み、自ら学び考える子どもの育成を図ります。

重点目標	教育委員会の施策
○生き方教育の充実 ○好ましい勤労観・職業観の育成 ○学習意欲の向上	○職場体験学習の充実のための条件整備 ○講演会の実施 ○キャリア教育研修会の実施

総括

中学校の職場体験学習の充実を図るとともに、全校でキャリア教育の全体計画・年間指導計画を作成しています。

○職場体験学習の現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



中学生
職場体験学習をして、将来のために役に立つと思いませんか。

保護者
職場体験学習は、お子さんの将来のために役に立つ取組であると思いますか。

教職員
学校は、職場体験学習が、子どもたちの将来に役に立つ取組になるように工夫していますか。

（対象は中学校第2学年・第3学年に限定した調査）すか。

瑞穂町では職場体験学習を、文部科学省や東京都教育委員会が推奨する5日間実施しています。中学生・保護者の肯定的な回答は80%を超え、良好な現状を示しています。教職員の回答は肯定よりもやや肯定の回答の割合が多くなっています。今後は「みずほ学」と関連性を強めて職場体験学習の更なる充実が望まれます。

（3）公共心を育成する教育活動の充実を図る

社会の一員として生きるためには、社会における自己の役割や責任についての認識を深めることが大切です。そして、互いに協力し支え合うことの大切さを理解し、実践できる資質・能力を身に付けることが必要です。

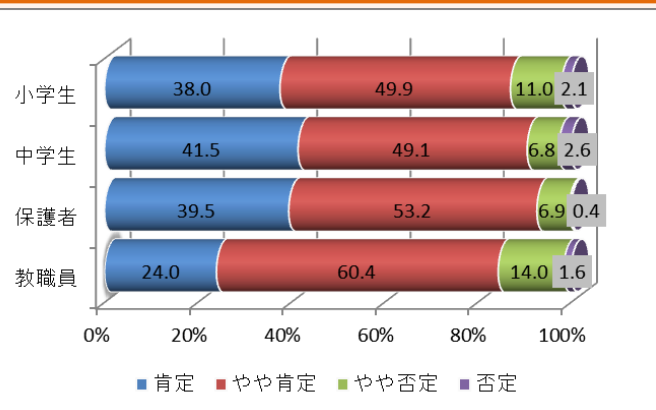
そのために、社会教育との連携を通して、ボランティア・体験活動などを積極的に教育活動に取り入れ、相手を思いやる心や公共心の育成を図ります。

重点目標	教育委員会の施策
○思いやりの心の育成	○ボランティア活動の推進
○ボランティア活動の推進	○高齢者とのふれあい活動の計画・充実
○社会貢献への理解促進	○発達段階に応じた奉仕体験活動の充実

総括

ボランティアに関する学習をふるさと学習「みずほ学」に位置付け実施しています。特に小学校では全校で認知症サポーター講座を福祉部高齢者福祉課と連携して実施しています。

○思いやりの心の現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



小学生・中学生
あなたは、思いやりの心をもって行動していますか。

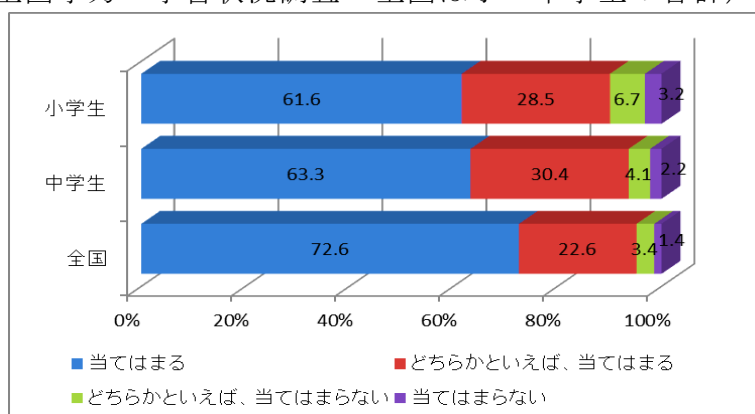
保護者
お子さんは、思いやりの心をもって行動していると思いますか。

教職員
子どもたちは、思いやりの心をもって行動していると思いますか。

○人の役に立つ人間になりたいと思いますか

(平成30年 全国学力・学習状況調査 全国は小・中学生の合計)

全ての層で80%以上肯定的な回答をしていることから、一定の成果はあがっています。しかも、「やや肯定」よりも「肯定」の層の回答が多いことから、希望の強さがうかがえます。



(4) 保育園・幼稚園等との連携を図る

豊かな人間性や社会の一員としての自覚の育成を図るためには、幼少期からの計画的な教育活動の充実が必要です。そのために、保育園・幼稚園等の教職員との情報交換等を通して、相互の連携を図った教育活動を実施するとともに、保護者や保育園・幼稚園等の教職員に対して、学校教育についての研修や啓発活動を推進し、小学校への円滑な就学を目指します。

重点目標	教育委員会の施策
○保育園・幼稚園等との連携の充実 ○幼児教育の在り方についての啓発活動の充実 ○町や学校の教育活動等についての情報提供の充実	○臨床心理士の幼稚園・保育園等への派遣による相談体制の充実 ○町の施策や学校の教育活動等についての情報提供 ○幼稚園・保育園等を対象にした研修会・情報交換会の実施

総括

各小学校において、幼稚園・保育園との交流を入学前に実施しています。また、臨床心理士の幼稚園・保育園等への派遣を通し、相談活動を行っています。

○幼稚園・保育園との交流の様子



各小学校においては、希望する幼稚園・保育園と入学前の交流活動を行っている。単に交流するだけでなく、一緒に教室を回るなどにより、入学後も「1・2年生」の関係を継続してつくることことができる。

以前は、幼児と児童の交流が主であったが、近年は校長・教育委員会職員が幼稚園・保育園等を訪問し、幼児の保護者向けの入学前講演会を実施するようになっている。

幼稚園・保育園等との交流を継続的に行っていますが、教育委員会からの情報提供（学校公開日の紹介等）を一層行う必要があります。これからも多くの幼児・保護者・園の先生に学校に来ていただく機会を設けて行きます。

（５）学校教育への保護者・地域住民の参画を推進する

子どもの健全育成には、地域住民や保護者が学校の中で実際に活動し、教員とともに教育活動に取り組むことが必要です。保護者は地域が実際の教育活動に携わることで、子どもの育成課題を理解し、教育活動への意識が高まります。さらに、子どもが地域の大人を身近な存在として感じることで、子どもたちの地域参画の推進にもつながります。

学校に地域の教育力を取り入れるために、保護者や地域が、学校教育活動に積極的に参画できるしくみ作りを推進します。

重点目標	教育委員会の施策
○学校教育への保護者・地域住民の参画 ○地域の教育力の活用 ○地域人材の発掘	○放課後子ども教室の充実 ○学校評価の充実と第三者評価委員会の設置 ○学校支援コーディネーターの配置 ○PTA活動への支援 ○PTA活動研修会の実施 ○地域人材による学校支援の充実

総括

学校教育に対して保護者・地域住民の方に関わっていただくために、学校では、学校運営連絡協議会を設置し、地域・保護者の方々は合わせて学校評議員として、校内教職員で行った自己評価を基に学校関係者評価を行っています。また、学校運営連絡協議会を通して、学校の取組に支援をいただいています。

○第三者評価の実施



瑞穂町教育委員会では毎年、学校評価において、第三者評価を行っている。この評価を通して、学校が現在行っていることの成果と課題を明らかにし、次年度に向けて改善すべきことを確認している。また、第三者評価委員から教育委員会への提案も行われている。

学校評価を引き続き行うとともに、生涯学習の観点から保護者・地域住民の方が学校教育に関わる機会を設けたり、新たな組織として地域学校協働本部の設置を検討したりしていく必要があります。

4 信頼される学校教育の展開

(1) 地域に開かれた学校教育を推進する

よりよい学校教育の実現を図るためには、学校の教育活動を公開することが重要です。

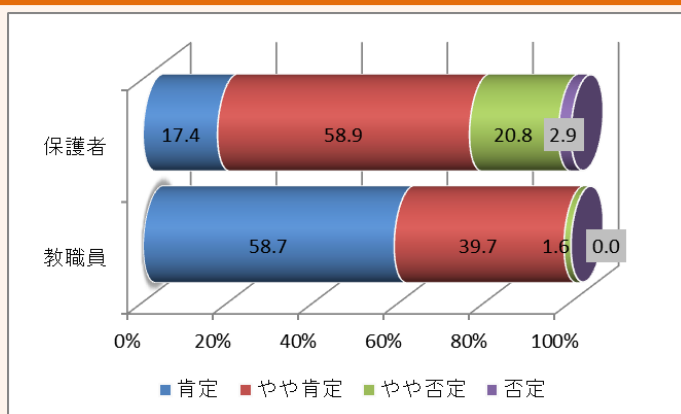
そのために、家庭・地域に対して学校教育活動についての理解を深められる取組や活動を推進します。学校公開や学校行事はもとより、各種教育活動の成果と課題を学校だよりやホームページ、教育委員会だより等を通して、分かりやすく伝えます。

重点目標	教育委員会の施策
○開かれた学校教育の推進 ○学校教育活動への理解・協力の推進 ○学校教育への信頼性の向上	○開かれた学校教育の推進 ○学校公開の充実 ○教育活動についての説明と結果の公表 ○全国学力・学習状況調査の結果分析とそれを活用した指導の充実 ○教育委員会、学校のホームページの充実

総括

各学校では学校だよりを始め、ホームページ等で学校教育の内容を紹介するとともに、学校公開日を設け、開かれた学校教育を推進しています。

○情報発信の現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



保護者
 学校は、学校であったことを適切に情報発信していると思いますか。

教職員
 学校は、学校であったことを適切に地域や保護者等へ、情報発信をしていると思いますか。

情報発信については、ある程度の成果は見られています。しかし、教職員は90%以上が情報発信をしていると回答していますが、保護者の数値は75%程度になっていて、ギャップが生じています。保護者では「やや肯定」の方が多いことから、情報発信の仕方について工夫が求められています。

(2) 学校の教育力の向上を図る

子どもの人格の形成を図るとともに、豊かな心を育み、確かな学力を身に付けさせ、子どもが主体的に学び続けることのできる態度を育成するためには、教員の授業力の向上を図り、質の高い授業を実践することが大切です。校内研究や各種研修会への積極的な参加を奨励することを通して、教員の指導力の向上を図ります。

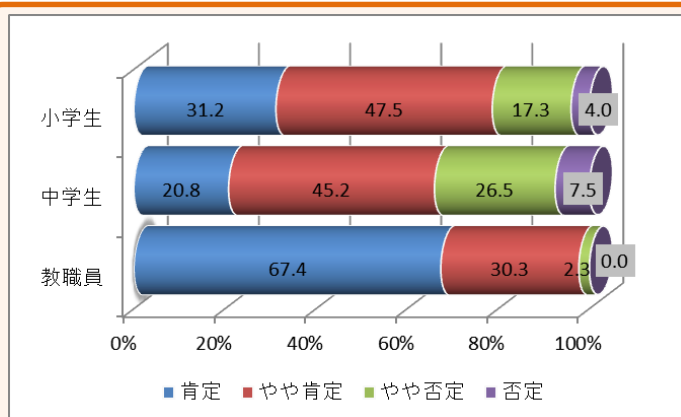
さらに、教育活動の成果の点検・改善に向けた学校評価の実施を通して、学校経営や授業の改善を図り、保護者・地域の信託に応える学校教育を実施します。

重点目標	教育委員会の施策
○質の高い授業の実施 ○教員の指導力の向上 ○研究・研修活動の充実 ○今日的な教育課題に対する対応	○指導力の向上に向けた研修会の実施 ○学力調査の実施と分析 ○学力調査の結果を教育活動に活かすための取組の充実 ○教育アドバイザーによる授業観察の実施 ○校内課題研究推進事業の充実 ○教育委員会による学校訪問 ○国・都の研究指定校の奨励 ○学校評価の実施状況の報告

総括

瑞穂町教育委員会では研修を設定し、教員の指導力を向上し、子どもに対して質の高い授業を行うよう目指しています。また、今日的な教育課題についても対応しています。

○授業のめあて（目標）についての現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



小学生・中学生

学校の授業では、めあてをもって学んでいますか。

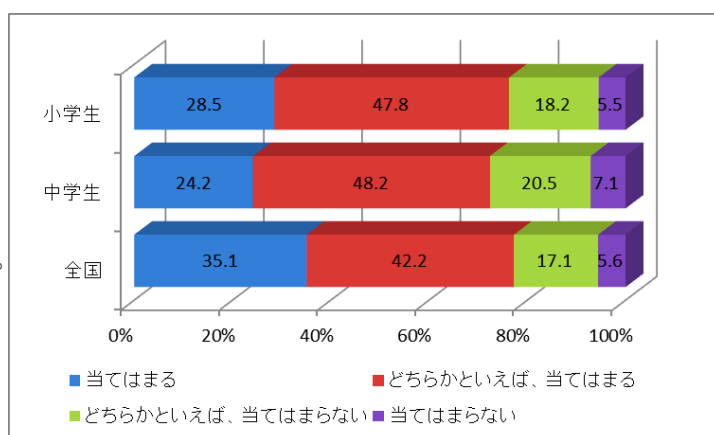
教職員

子どもたちが意欲的に学習できるよう、めあてを示して授業を行っていますか。

○算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか

（平成30年 全国学力・学習状況調査 全国は小・中学生の合計）

教職員が「めあてを示して授業を行う」と95%以上が回答していますが、子どもは65%から80%程度にとどまっています。質のよい授業を行うためには、子どもがめあてをもって学ぶことは不可欠であることから引き続き改善が求められています。少人数習熟度別指導を行っている算数・数学についての設問で、よく分かるかの回答は強く肯定している割合が全国よりも低くなっています。



（3）家庭の教育力の向上を図る

子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けたり、豊かな人間性や学力を習得したりするためには、子どもたちの生活の基盤である家庭教育の充実が必要です。

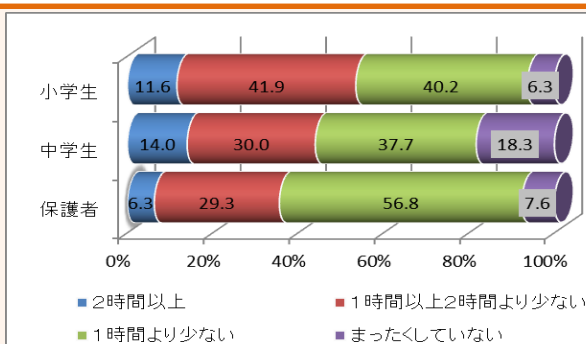
そのために、学校と関係機関やPTAとの連携・協力を通して、幼児期から青年期の子どもに対する家庭教育の充実に向けた支援・啓発活動を推進します。

重点目標	教育委員会の施策
○家庭の教育力の向上 ○PTA活動との連携 ○家庭学習の定着	○早寝・早起き・朝ごはんの奨励 ○啓発資料の活用 ○家庭教育向上講演会の実施 ○PTA活動との連携を図った家庭教育力の向上 ○幼児期における家庭教育活動の充実に向けた支援

総括

家庭学習の定着のために、各学校で家庭学習に関する啓発活動を行ってきました。また、PTAと連携し、学習する機会を設けています。共働き家庭の増加の一方、町の高齢化率の上昇もあり、今後、PTAだけではなく地域全体で学力向上等の取組を推進していく必要性が生じています。

○家庭での学習時間についての現状（平成30年 瑞穂町教育委員会調査）



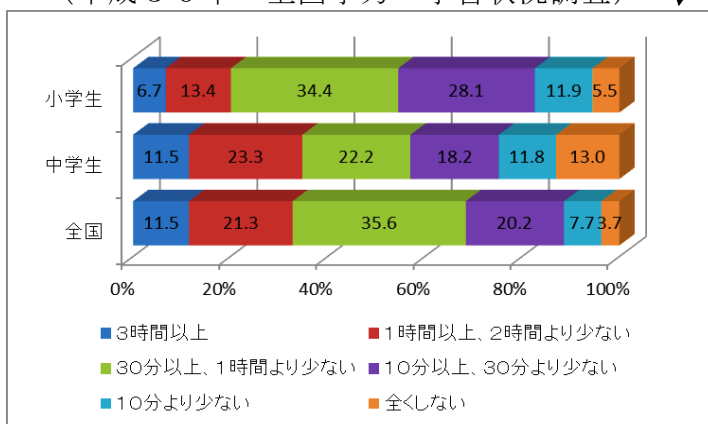
小学生・中学生
 家庭でどれぐらいの時間、勉強していますか。

保護者
 お子さんは、家庭でどれぐらいの時間、勉強していますか。

○学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日まで）、1日当たりどれぐらいの時間、勉強しますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）

2時間以上勉強している割合は小学生よりも中学生の方が多結果となりました。しかし、全くしていない割合は中学生の方が3倍になっています。また、保護者の見在目では1時間より少ないと捉えている割合が半数以上となっています。この差から、「家庭学習の定義」も明らかにしていく必要があります。全国と比べて、全くしないと回答している割合はかなり多くなっています。

（平成30年 全国学力・学習状況調査）



（４）安全・安心な教育環境づくりを推進する

教育活動時や登下校時等における子どもの安全の確保は、学校において重要度の高い事項です。地域や警察、町関係機関等との連携・協力のもとに、子どもの安全確保に向けた取組を推進します。

重点目標	教育委員会の施策
○安全な教育環境の確立 ○学校施設の補修・改善の実施 ○安全指導の充実	○救急・救命訓練等の実施 ○不審者、危険情報等の配信 ○学校施設の定期点検と安全対策の実施 ○学校施設の設備機能の更新 ○防犯カメラの設置による通学路等の安全確保

総括

各学校で安全に関する計画を立てることで、安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）が推進されています。また、子どもが安全な環境で学校生活を送ることができるよう、必要な学校施設の補修・改善を実施しています。

○安全教育（セーフティ教室）の様子



各学校において、年間1回、保護者・地域住民の方も参加していただく「セーフティ教室」を福生警察署等と連携し、実施している。主に、生活安全（犯罪被害防止）の内容や交通安全（交通事故防止）の内容を扱っている。

このことに加え、現在、拡散しているネット犯罪被害を防止する取組や「薬物乱用防止教室」も実施している。

子どもが自分の身は自分で守ることができるよう計画的に安全教育を実施している。



安全教育は学校のみならず、家庭・地域の協力なしでは成立しません。特に、瑞穂町内は幹線道路が通っていることから、多大な交通量及び渋滞を迂回する車から子どもの安全を守る取組は継続的に必要となっています。

2 瑞穂町の状況

○ 瑞穂町の特徴

瑞穂町は、武蔵村山市、羽村市、福生市、青梅市、埼玉県入間市、所沢市に隣接する人口約3万3千人の町です。（令和元年5月1日現在）

（1）町の自然

瑞穂町は空気も澄み、風が心地よく吹く町です。町には、狭山丘陵をはじめとした自然環境が多く残ります。狭山丘陵には、サクラをはじめクヌギやコナラを中心とした雑木林が広がり、ホタルやオオタカなど多くの昆虫や野鳥が生息します。春にはウグイスの声が丘陵を渡り、20万本のカタクリの花が爛漫に咲き誇ります。また、狭山池、ジュンサイ池など水辺の環境も整い、残堀川には親水エリアやポケットパークが作られており、営巣ブロックではカワセミが生息しています。



（2）町の産業・文化



町の農産物の代表的な物には、狭山茶とシクラメンがあります。瑞穂町のお茶の栽培は、江戸時代の後期頃から始まりました。現在では町の中心部から北側にかけて、都内随一の生産量を誇る東京狭山茶の茶畑が広がり、東京のお茶処のまちとして知られています。また、シクラメンの栽培は都内最大級です。特に長岡

地区の岩蔵街道沿いに数多くのシクラメンを育てている温室があり、この街道は「シクラメン街道」とも呼ばれています。毎年美しい花を咲かせ、遠方からのお客さんも数多く訪れます。他にも、東京だるまや村山大島紬など、瑞穂町を代表する伝統工芸品があります。さらに、箱根ケ崎獅子舞、重松囃子などが地域の伝統・文化として引き継がれています。これらは、7月に実施される各地区の夏祭りや11月に実施される町の産業まつりなどで、披露されています。

- 我が国の少子高齢化の進展の中で、瑞穂町においても平成16年を起点に人口減少の傾向がみられ、今後も減少が続くと推計されます。また、町の老年人口（65歳以上）の比率は27.3%（平成30年1月1日現在）と多摩地区の平均24.7%を上回っています。逆に町の年少者（0から14歳）の比率は11.9%であり、多摩地区の平均12.5%より低くなっています。さらに町の小・中学生の人口も減少傾向が続いています（平成22年3,011人⇒平成31年2,375人）。第4次瑞穂町長期総合計画（平成23年度から令和2年度まで）では、子育て支援策等による進展で人口増を見込んでいます。教育分野においても、魅力ある学校づくり等にまい進し、定住化施策に貢献することが望まれます。
- 瑞穂町町民意識調査（平成27年3月）によると、教育や文化などの振興について、重要と思われるものでは、「子どもたちが生きる力を育む義務教育の充実」が41.7%と最も高くなっています。次いで「通学路等の安全対策、整備」が38.1%、「豊かな心を

育てる文化活動の推進」が29.7%、「図書館などの生涯学習施設の整備」が28.2%と続いています。

- 校舎の耐震補強工事に伴う大規模改修工事を進めたり、横田基地対策の防音機能工事やトイレの改修を行ったりしてきました。また、平成30年度に全小・中学校の体育館、武道場の非構造部材耐震改修を実施しました。しかし、昭和30年代から建ててきた校舎は躯体自体の老朽化が進んでいます。校舎の改築や長寿命化対策を行っていく必要があります。長寿命化には多大な費用を要することから町部局と連携し、計画的に実施していくことが求められます。
- 子どもたちを取り巻く環境として、スマートフォンやソーシャルゲームなど仮想空間を舞台にした情報通信の普及は目覚ましく、日常生活に深く入り込んでいます。平成30年11月に実施したアンケートによるとスマートフォン等の携帯電話所持率が、小学生では4年生以上で70%、中学生で90%でした。これからも上昇する傾向を示しています。
一方で、インターネット上には出会い系サイトや悪質商法などの有害情報もあり、青少年が被害者になったり加害者になったりするケースがあります。また、匿名性などを悪用しいじめにつながる事例も出現しています。全国学力・学習状況調査結果から、学力との相関関係が確認されていることもあることから、瑞穂町では「ストップ22」を掲げ、22時以降のスマートフォン等の使用について保護者と連携し、規制を促しています。また、大阪府などでは学校へのスマートフォンの持ち込みについて条件付きで解禁する動きを示すなど、スマートフォン等の取扱いが複雑流動化する様相を呈しています。いずれにしても、情報通信機器の秩序ある使用とメディア・リテラシー、情報モラル教育の推進が必要です。
- 令和2年は東京オリンピック・パラリンピックの開催の年にあたります。これまでも瑞穂町教育委員会は、東京都教育委員会と連携し、その趣旨に賛同しオリンピック・パラリンピック教育を推進してきました。児童・生徒一人一人に人生の糧となるレガシーを形成するために、同大会後も含めて、生涯学習の視点に立った第2次瑞穂町スポーツ推進計画との連携をとりながらスポーツ振興を図っていく必要があります。

第Ⅳ章 瑞穂町教育委員会教育目標と基本方針

1 瑞穂町教育委員会の教育目標

瑞穂町教育委員会は、人間尊重の精神に徹し自他の生命を尊び、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土を愛する心と国際感覚をそなえた町民として、人間性豊かに成長することを目指し、教育を推進します。

子どもたちが、知性や感性、並びに道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと

○社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

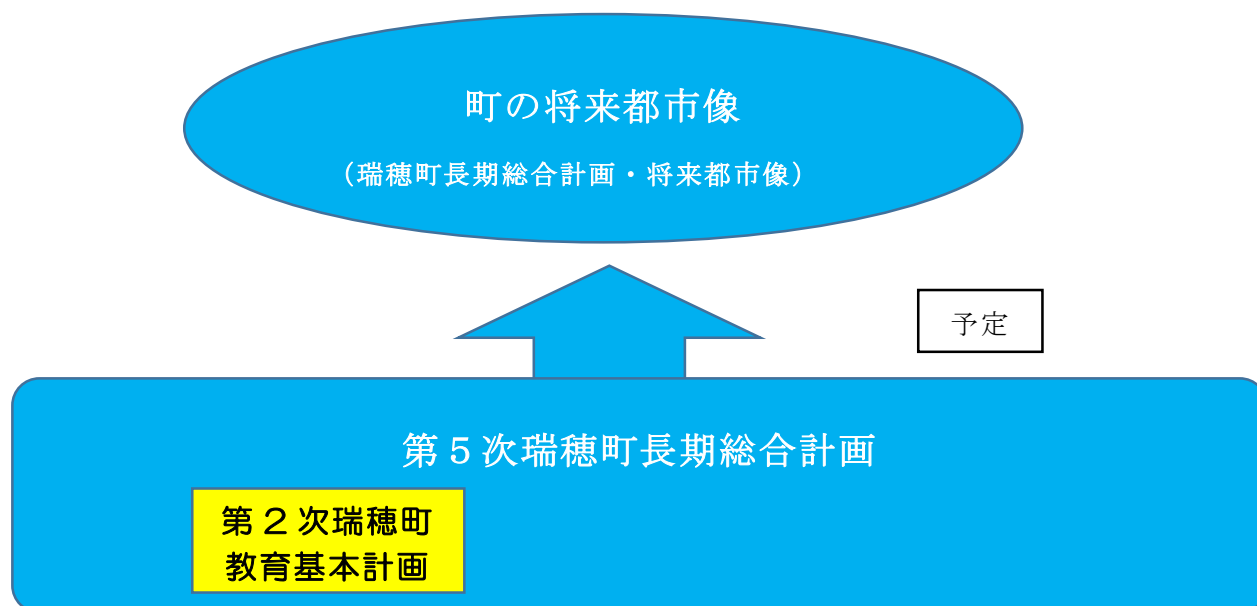
の育成に向けた教育を重視する。

※前計画【第1次瑞穂町教育基本計画】を踏襲しています。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合える生涯学習社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての町民が教育に参加することを目指します。

※ 参考



2 瑞穂町教育委員会の基本方針

瑞穂町教育委員会の教育目標を達成するために、以下の基本方針に基づき学校教育と社会教育の連携を図り、総合的に教育施策を推進します。

●学校教育に関すること

基本方針 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をばぐくむことが求められる。

そのために、人権教育および心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針 2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために確かな学力の育成を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を推進する。

基本方針 3 安全な学校と信頼される教育の確立

子どもたちが安全で安心した学校生活を送るために、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、学校、家庭、地域の協働と町民の教育参加を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

●社会教育に関すること（参照事項）

基本方針 4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

活力ある社会を築いていくために、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、町民が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、施設や環境の整備に努める。

第Ⅴ章 計画の体系

1 4つのフェーズ（階層）分け

瑞穂町教育委員会の教育目標と同目標を達成するための基本方針を踏まえ、次の体系に基づく各施策を推進することにより、瑞穂町教育委員会の教育目標の達成を目指します。本計画は後に策定される第5次瑞穂町長期総合計画（令和3年度から令和12年度まで）や瑞穂町教育大綱に関連付けられることを考慮し、4つのフェーズ（階層）に分けました。**フェーズ1**は瑞穂町教育委員会の教育目標、**フェーズ2**はフェーズ1・瑞穂町教育委員会教育目標を達成するための基本方針、**フェーズ3**はフェーズ2を実現するための方向性、**フェーズ4**はフェーズ3を実現する主要な施策・事業（主な実施計画）とします。

【フェーズ1】教育目標

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のあるひと
- 社会の一員として、社会のルールを守り貢献しようとするひと
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かなひと

【フェーズ2】基本方針

基本方針1 人権尊重と社会貢献の精神の育成

基本方針2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

基本方針3 安全な学校と信頼される教育の確立

基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備

【フェーズ3】フェーズ2を実現するための方向性
全部で9の方向性を示す

【フェーズ4】フェーズ3を実現する主要な施策・事業
主な実施計画としての位置付け

2 「人間力」から「生きる力」へ

第1次瑞穂町教育基本計画（平成22年度から令和元年度まで）では、その内容と方向について4つ定め、その第1に人間力の向上をうたっています。

第1次瑞穂町教育基本計画の内容と方向

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1 人間力の向上 | 2 自然や文化を大切にし郷土を誇れる子どもの育成 |
| 3 地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成 | 4 信頼される学校の構築 |

同1次基本計画では、子どもたちが、日本から世界という大きな舞台で生きていくための知識、健康な体、社会性、人間関係能力を身に付けさせる教育活動、そして「社会の中で活躍できる学力」「豊かな人間性」「適切に人とのかかわる力」としての「人間力」の育成を高める教育を展開するとしてきました。これに従い、瑞穂町教育委員会は人間力の育成の実現をすべく各種の事業を展開してきたのは周知の通りです。人間力は中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年）でも使われている言葉でもあり、子どもたちの人間力を豊かに育てることが改革の目標であると位置付けています。

一方で、「人間力」を構成する概念は幅広く横断的で、必要な力が多方面・多種にわたっていること、また学習指導要領が求める「生きる力」とほぼ同義語であることから、これまでの人間力を育む理念を継承しつつ、「生きる力」を育むために必要な計画の総体として、第2次瑞穂町教育基本計画があるという認識に立ちます。

3 みずほっ子の目標

瑞穂町教育委員会教育目標、基本方針及び審議会で明らかになった願いを勘案し、瑞穂町の児童・生徒が教育を受けて育った姿「みずほっ子の目標」を以下の通りとします。

みずほっ子の目標

- ① みずほを愛し 発展させるひと
- ② ずっと社会とかかわる 優しいひと
- ③ ほがらか 明るく 夢を語るひと

4 定めるべき【フェーズ3】（フェーズ2を実現するための方向性）

【フェーズ2】基本方針

基本方針 1
人権尊重と社会貢献
の精神の育成

基本方針 2
確かな学力の育成と
個性と創造力の伸長

基本方針 3
安全な学校と信頼され
る教育の確立

基本方針 4
生涯学習の推進と施設・
環境の整備

【フェーズ3】フェーズ2を実現するための 9の方向性

1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を
育む教育

概要 P35、詳細 P40

2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバル
に活躍する人材を育成する教育

概要 P35、詳細 P44

3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

概要 P37、詳細 P48

4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む
教育

概要 P37、詳細 P53

5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む
教育

概要 P37、詳細 P56

6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全
に生活する力を育む教育

概要 P38、詳細 P61

7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

概要 P38、詳細 P64

8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の
推進

概要 P38、詳細 P67

9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・
登下校安全のしくみづくり

概要 P39、詳細 P70

5 必要な【フェーズ4】「フェーズ3を実現する主要な施策・事業（主な実施計画）」

基本方針 1 人権尊重と社会貢献の精神の育成【フェーズ2】

1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）人権教育の推進
- （2）「考え議論する道徳科の授業」の実現と別葉（※1）に基づく道徳教育の推進
- （3）情報モラル教育の推進
- （4）「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応
- （5）SOS の出し方（自殺防止）に関する教育の推進
- （6）適切な性教育
- （7）人権教育を基盤にした生活指導の推進

詳細は
P40～



2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）ふるさと学習「みずほ学」の推進
- （2）SDGs（※2）の視点に立った主権者教育（※3）の推進
- （3）小学校からのプログラミング教育（※4）の推進
- （4）英語教育、国際交流の推進
- （5）日本の伝統・文化理解教育の推進

詳細は
P44～



※1 別葉：道徳教育の全体計画に道徳授業以外の道徳教育の内容及び時期を示す必要があることが学習指導要領（平成 29 年告示）に明示された。しかし、全体計画の中に書き表すことが難しいため、全体計画の一部として、別葉として示したものである。以下、その主な内容を示す。

- ・各教科等で行われる道徳教育の指導の内容及び時期を整理したもの。
- ・道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの。
- ・道徳教育の推進体制や家庭や地域社会等との連携のための活動等が分かるもの。

※2 SDGs:持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で国連サミットで採択され2016年から15年間に、国際社会が取り組むべき17の目標が掲げられている。日本では、ESD(持続可能な開発のための教育)国内実施計画や環境教育等促進法に基づき、子どもたちに持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力の育成に努めている。



※3 主権者教育:社会の基本原則となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなど合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する。
(中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(平成28年12月)」)

※4 プログラミング教育:発達の段階に応じた情報活用能力を体系的に育成する観点から、子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」を育むプログラミング教育が学習指導要領(平成29年告示)に位置付けられた。

プログラミング的思考:自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、最適化するにはどうしたらよいかなど論理的に考えていく力。

基本方針 2 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長【フェーズ2】

3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
- （2）生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進
- （3）未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進
- （4）読書活動の推進

詳細は
P48～



4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）体力向上と健康教育の推進
- （2）部活動指導への支援
- （3）食育と食物アレルギー対策の推進

詳細は
P53～



5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）キャリア教育の推進
- （2）特別支援教育の推進
- （3）不登校対策の推進

詳細は
P56～



基本方針 3 安全な学校と信頼される教育の確立【フェーズ2】

6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）校舎の耐震化や老朽化したブロック塀等の撤去など安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
- （2）快適なトイレや空調設備の整備の推進
- （3）ICT環境の計画的な整備の推進
- （4）安全教育の推進と通学路等の安全の確保
- （5）就学・進学に関する援助の推進

詳細は
P61～



7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保
- （2）職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進
- （3）教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置
- （4）校内研究・指定校研究の推進
- （5）教職員の服務事故を防止する研修の推進

詳細は
P64～



8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）教員の職務を支援する施策の展開
- （2）教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- （3）部活動指導への支援（再掲）

詳細は
P67～



9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり【フェーズ3】

【フェーズ4】（主要な施策・事業）

- （1）地域学校協働本部（※1）の設置による学習教室や登下校安全対策等、学校支援の推進（全小・中学校）
- （2）ふるさと学習「みずほ学」の推進（再掲）と外部人材を活用した学習支援の推進
- （3）青少年の健全育成の推進
- （4）保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援
- （5）社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会（※2）や第三者評価（※3）による学校経営の推進

詳細は
P70～



（社会教育）

基本方針4 生涯学習の推進と施設・環境の整備【フェーズ2】

※フェーズ3の9のみ、基本方針3及び基本方針4とリンク

※1 1 法的な位置付け

- ・平成18年教育基本法改正 第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を新設
- ・平成29年社会教育法改正 第5条「地域学校協働活動」を新設

2 内容

地域学校協働本部、地域コーディネーター（学校を理解している地域の方）を中心として、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創造する事業。学習習慣の確立や基礎学力の定着、登下校時の見守り活動、その他学校のニーズに応じた取組を展開する。

※2 1 法的な位置付け

- ・平成22年瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則「学校運営連絡協議会」を新設

2 内容

学校の管理運営に保護者、地域住民等の意見を反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会が置かれている。学校運営連絡協議会委員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べる事ができる。同委員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

※3 1 法的な位置付け

- ・平成12年学校教育法施行規則改正 学校評議員を新設
- ・平成22年瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則「学校評価」を新設

2 内容

- ・学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果及び結果を踏まえた改善方策を公表している。（自己評価）
- ・学校は自己評価結果を踏まえ、学校運営連絡協議会（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表している。（学校関係者評価）
- ・第三者評価は法令上の義務付けはないが、学校評価ガイドライン（文部科学省）では推奨している。第三者評価は学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、専門的視点から行う。

第Ⅵ章 前期5年間で取り組む主要な施策・事業（主な実施計画）

1 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む教育【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性

いのちを自他ともに大切にすることや態度を育むためには、まずは自分を大切にすることから始まります。平成30年度に実施した東京都教育委員会の調査によると、自分のことを大切な存在だと感じている児童・生徒は瑞穂町の小学校で6.0%、同中学校で15.6%となっています。また、国の調査によると、決まりや規則を守っている割合は、全国的に見ても高くはありません。今後は規範意識もより高め、行動につなげていくことが重要です。

いじめについては、規範意識と比較すると、どんな理由があってもいけないことだと思っている児童・生徒は多くなりますが、引き続き、児童・生徒への意識をもっと高めるとともに、実際に起きているいじめやいじめにつながる人間関係上やインターネット上のトラブルなどが発生している現状を踏まえ、開発的・予防的・問題解決的アプローチで迫り、いのちを守り抜く取組が必要です。

自分のことを大切な存在だと感じていますか【割合%】		
小学校／中学校	瑞穂町	都
感じている	6.0/15.6	39.0/21.5
感じていない	28.6/19.0	6.4/11.8

児童・生徒の学力向上を図るための調査（東京都教育委員会 平成30年度）

学校の決まり・規則を守っていますか【割合%】		
小学校／中学校	瑞穂町	全国
当てはまる	21.7/59.4	43.8/63.4
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか【割合%】		
小学校／中学校	瑞穂町	全国
当てはまる	80.6/74.5	85.9/80.7

全国学力・学習状況調査 平成30年度

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）

（1）人権教育の推進

人権尊重の理念を広く深く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を行います。その際「東京都教育委員会人権教育プログラム（学校教育編）」を指針とします。

教育委員会	学校
○人権尊重教育推進校第6ブロック連絡会・西多摩郡人権教育推進委員会の開催	・人権教育推進担当教員の指定
○人権教育全体計画・年間指導計画（※1）の指導・助言	・人権教育全体計画・年間指導計画の策定と実行・評価・改善
○都人権尊重教育推進校の指定（必要時）	※人権課題（※2）「子供」は重点扱いにする。 ・人権尊重教育推進校の取組（被指定時）

※1 学校は全ての教育活動に計画を立て、これに基づいて実施している。全体を司る計画が教育課程であり、教育課程に基づく教科・領域等の計画が全体・年間指導計画である。全体計画は、当該教科・領域等の学校内外における教育上の位置付、年間指導計画は当該教科・領域等の月別指導計画を指導時数も含めて表したものである。

※2 人権課題とは、未だに差別・偏見が解消されていない人権上の課題をいう。東京都人権施策推進指針（平成27年8月）では、「女性」「子供」「外国人」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「犯罪被害者やその家族」「インターネットによる人権侵害」など17課題をあげている。

(2)「考え議論する道徳科の授業」と別葉に基づく道徳教育の推進

いのちを大切に作る心や自他共に思いやる心、規範意識を育む教育を特別の教科道徳を要とし、別葉に基づく道徳教育を全教育活動で展開します。（「別葉」の注釈はP35）

教育委員会	学校
○道徳教育全体計画・年間指導計画、道徳授業地区公開講座や考え議論する道徳授業への指導・助言	・道徳教育推進教師の指定 ・道徳教育全体計画・年間指導計画の策定と実行・評価・改善※いじめ防止やいのちに関することを扱う。 ・道徳授業地区公開講座の実施

(3) 情報モラル教育の推進

瑞穂町の全ての児童・生徒がインターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐ取組を推進します。また、児童・生徒と保護者が共に情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じ指導を行います。

教育委員会	学校
○「STOP！！22」キャンペーンの策定・更新 ○学校の目標管理への指導・助言 ○健全育成推進会議やICT教育推進委員会等における指導・助言	・「STOP！！22」（※1）の掲示・実行（スマホ使用制限） ・セーフティ教室の実施 ・保護者会等における啓発活動の実施 ・道徳や総合的な学習の時間等への指導の位置付け ・SNS 東京ルール【最新版】に基づく指導

※1
(現行のもの
令和元年12月現在)

瑞穂町教育委員会「ストップ22」キャンペーン

STOP!!22

22時以降のスマートフォンや携帯電話等の使用を控えさせましょう!!

現在、スマートフォンや携帯電話、インターネットの長時間使用が問題となっています。瑞穂町においても、スマートフォンや携帯電話によるメールや通話、インターネットを一日3時間以上使用する子どもたちが小・中学生とも増えています。それにとちなって、メールやLINEによるトラブルも増えています。また、生活習慣の乱れから健康被害も懸念されています。しかし、メールやLINEは、自分一人が控えても、かえって人間関係などでトラブルになってしまうこともあります。そこで、瑞穂町教育委員会では、子どもたちの健全育成を図るため、**22時以降は、子どもたちのスマートフォンや携帯電話の使用を控える取組を推進していきます。**本取組の趣旨をご理解いただき、ご家庭でもスマートフォンや携帯電話等の使用についてご協力をお願いいたします。

深刻な状況やトラブルの例

ケータイ・スマホ依存
携帯電話やスマートフォンに振り回され食事中や深夜まで使用などの依存状態になることがある

ネット上のいじめ
LINE等のSNS内で誹謗中傷や個人情報等を無断で掲載することにより、トラブルやいじめにつながる

家庭でルールを決めましょう

- 携帯電話やスマートフォンを使う目的をはっきりとさせ、携帯電話やスマートフォンの持つ危険性について、しっかりと話し合ってください。
- 子どもの使用状況を見守り、定期的にルールを見直してください。

<ルールの例>

- 利用時間、利用料金を決める。
- 使用する時間帯を決める。
- 学校のルールを守る。
- メールや掲示板に他人の悪口や個人情報を書き込まない。

考えよう 家族みんなでスマホのルール

瑞穂町教育委員会

- ① スマートフォンやゲームの1日の合計利用時間、使わない時間帯、場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるかを考えて読み返そう。
- ④ 個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

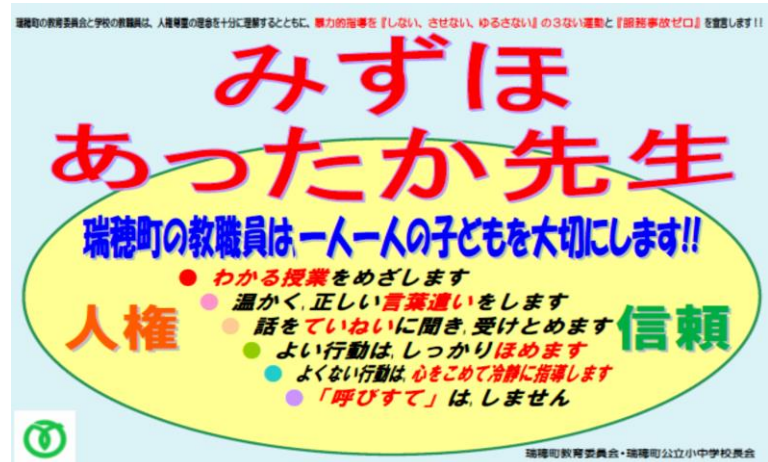
(4)「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応

いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識の下、学校の教育活動全体を通じて指導の徹底を図ります。その際、「東京都教育委員会いじめ総合対策【最新版】」を踏まえて作成されている瑞穂町いじめ防止基本方針並びに各学校のいじめ防止基本方針に基づき対応します。また、いじめが起きた場合の対策を関係保護者の十分な共通理解の下、関係機関との連携を図って対応します。

教育委員会	学校
○瑞穂町いじめ防止基本方針の策定・更新 ○重大事態発生時への準備 （いじめ問題調査委員会【第三者委員会】の設置、委員の委嘱（大学教授、医師、弁護士、臨床心理士、主任児童委員など）） ○重大事態（※1）における対応意思決定と町長への報告 ○いじめに関する学校への例月調査の実施と必要に応じた指導・助言 ○健全育成推進会議や ICT 教育推進委員会等における指導・助言 ※いじめ問題対策連絡協議会の設置 ○スクールカウンセラー（週1回）配置、教育相談員（週2回）の派遣 ○ふれあい月間に関する指導・助言 ○教育相談室の設置・運営 ○啓発活動ポスターの作成・更新（※2）	・学校いじめ防止基本方針の策定・更新とこれに基づく対応 ・いじめに関する例月調査の教育委員会への報告 ・重大事態発生時の報告と教育委員会との協議・教育委員会からの指示に基づく対応 ・人権教育・道徳教育の教育課程への位置付けと児童・生徒への指導 ・スクールカウンセラー、教育相談員の活用 ※SCによる小5、中1の全員面接の実施 ・教育相談室、子ども家庭支援センター（ひばり）、立川児童相談所、福生警察署等との連携 ・啓発活動（ポスターの掲示等） ・教育相談の充実 ・ふれあい月間の実施 （いじめに関するアンケート等） ・「みずほあったか先生」の推進 ・児童会、生徒会活動等による啓発活動



※2(現行のもの 令和元年12月現在)



※1 いじめ重大事態の定義
（いじめ防止対策推進法）

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）



（５）SOS の出し方（自殺の防止）に関する教育の推進

かけがえのない児童・生徒の命です。瑞穂町の全ての児童・生徒が輝かしい人生を歩んでいけるよう必要な資質・能力の育成を図るとともに、普段から切れ目のない万全の相談体制を敷く必要があります。合わせて児童・生徒の様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けさせるための教育を学校で実施するなどして、瑞穂町自殺対策計画（令和２年３月）に基づき自殺防止対策を確実に行う必要があります。

教育委員会	学校
○右記に関する指導・助言 ○スクールカウンセラー（週１日）の配置、 教育相談員（週２回）の派遣【再掲】 ○教育相談室の設置・運営【再掲】	・東京都教育委員会「学校における児童・生徒の自殺対策の取組」に基づく指導 ※「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」による指導の実施 ・「みずほあったか先生」の推進【再掲】

（６）適切な性教育

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環であり、豊かな人間形成を目的に、生命、人格、人権の尊重などの根底を貫く人間尊重の精神に基づいて行います。指導する際は、学習指導要領及び東京都教育委員会性教育の手引きに基づいて行われます。また、同手引きに基づき、学習指導要領に示されていない内容を含む指導を行うときは事前に保護者に説明し、授業公開するとともに、同意を得られなかった保護者の児童・生徒に対しては、学習指導要領に基づく別の指導を同時に講じていきます。

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言	・東京都教育委員会「性教育の手引き」に基づく指導 ・性教育の年間指導計画の策定

（７）人権教育を基盤にした生活指導の推進

生活指導は学校生活をより豊かにしていくために必要な指導です。生活指導の根本は、児童・生徒の自己の幸福と社会の発展の両立を追求し、自発的かつ主体的な成長・発達過程を支援していく営みです。進めるに当たっては、児童・生徒への傾聴・受容を行いながら適切な指導を行うとともに、保護者や地域の方との協調・協働しながら解決していく、人権教育を基盤とした生き方指導を行います。

教育委員会	学校
○健全育成会議を主催し、生活指導の啓発や学校間情報の共有を行い、生活指導力の向上を図る。 ○右記全項目の指導・助言	・健全育成会議への生活指導主任の出席 ・校内生活指導部の開催による情報共有、ケーススタディ、該当生活指導方針・進行の管理 ・校内生活指導の実践 ・「みずほあったか先生」の推進【再掲】

2 社会の持続的な発展を牽引する力とグローバルに活躍する人材を育成する教育【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性

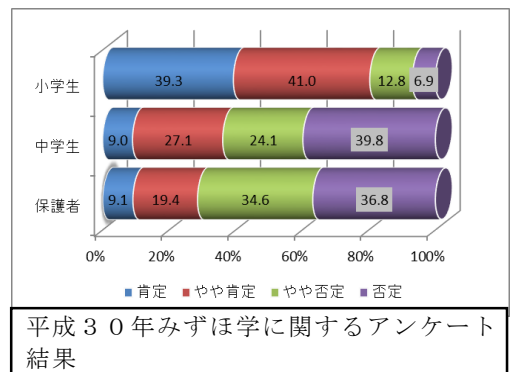
平成30年全国学力・学習状況調査結果によると、人の役に立つ人間になりたい児童・生徒の割合は全国で70%台、瑞穂町で60%台にとどまっています。持続可能で日本及び世界の発展を進めるためには、まずは日本人としてのアイデンティティを育んでいく必要があります。平成29年度から始まったふるさと学習「みずほ学」はその具現化をはじめる第一歩となりますが、平成30年度アンケート結果から、一層推進していく必要があります。合わせて、グローバル化に伴い英語教育や国際交流の推進を図っていくことも重要です。国では第3期教育振興基本計画において、英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当（英検3級等）以上を達成した中学生の割合

を50%以上にする目標を掲げました。平成30年度の瑞穂町立中学生の英検3級以上の取得率は約19.2%になっており、より英語について関心をもたせることが必要となっています。また、国際交流を充実させるためには、持続可能で豊かな国際感覚や共生社会の実現への醸成を図るとともに、日本や瑞穂町の伝統・文化、歴史、現在の現状などを調べる活動を通して、それぞれの良さと課題を発見し、理想とする国際社会や日本、瑞穂町の姿を追求していく力、そしてこれらを発信していく力の両方を養う必要があります。

人の役に立つ人間になりたいですか
【割合%】

小学校／中学校	瑞穂町	全国
当てはまる	61.7/63.1	74.2/70.7

平成30年全国学力・学習状況調査結果



2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）

（1）ふるさと学習「みずほ学」の推進

児童・生徒は、瑞穂町の子どもとして育ち、瑞穂町や日本の形成者としてたくましく成長していくことが望まれます。次代の担い手としてのよりよい成長を目指し、瑞穂町に根差した教育【郷土学習】の推進を重視していきます。子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化・伝統、歴史、現在を知り、ふるさと瑞穂を愛するとともに、理想とする瑞穂町の未来を切り開いていける力を養う中で、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成します。

●ふるさと学習「みずほ学」の具体的なねらい

○瑞穂町の自然、伝統・文化、歴史、地域産業、町の方々との交流、国際交流、企業・高校等との交流、福祉、まちづくり、安全・安心等について学ぶ。（過去・現在）

○体験的な活動を通して、町への関心をもち、町の素晴らしさを知り、町のよさに誇りをもち、町を愛し、町づくりのためにできることを実践し、よりよい町づくりに貢献する態度を養う。（現在・未来）

○学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学びで、他地域と比較する活動も通して、学習活動の質的転換を図り、思考力・判断力・表現力等を高める。（現在・未来）

○学習活動の中で、子どもたちが互いの理解を深めたり、よさを認め合ったりする場を多く生み出し、よりよい人間関係の形成につなげ、豊かな心を育む。（現在・未来）

●学ばせ方

体験

協働

創造

思考

追究

比較

表現

●学びの視点

学びの
スパイラル
構造

①「知る」学び…瑞穂町の自然・文化・歴史・現在を探究する。

②「交わる」学び…瑞穂町の人々と交流する。

③「やる」学び…瑞穂町で「わたしにできること」を実践する。

④「創る」喜び…理想とする瑞穂町の未来を構想する。【新規】

教育委員会	学校
○瑞穂町に関することを指導することができる「まちの先生（ゲストティーチャー）リスト」の作成 ※「まちの先生」講師謝礼の確保 ○ふるさと教育推進委員会の開催・委員委嘱 ○小学校社会科副読本の改訂 （小学校学習指導要領改訂に合わせる） ○けやき館、図書館の整備（図書館） ○瑞穂町図書館を使った調べる学習コンクールの企画（図書館） ○防衛省や地域企業、農家との調整 ○宿泊を伴う学校行事への補助 ○瑞穂の伝統・文化・歴史等に触れ合う企画 （多摩だるまづくりなど） ○平和の語り部事業（企画課との連携） ○みずほ小・中学生議会（瑞穂の将来に向けた視点）（企画課との連携）	・ふるさと学習「みずほ学」の教育課程への位置付け ・ふるさと教育推進委員会の出席、被委嘱委員がリーダーとなったふるさと学習「みずほ学」の推進 ・社会科副読本に基づく指導（小学校） ・けやき館、町図書館の活用 （ゲストティーチャー含む） ・横田基地や地域の工場、農家との交流 ・他地域学習 ・教育委員会及び町部局の主催行事への参加・協力

（２）SDGsの視点に立った主権者教育の推進

中央教育審議会答申（平成28年12月「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」）にて「主権者として必要な力を育むイメージ」として以下のように述べています。

社会の基本原則となる法や決まりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や課題解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

一方、SDGsは国際持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標のことで、17のゴールが示されています。（詳細はP36に記載）

以上のことを踏まえると、主権者教育を進めるにあたっては、SDGsの17のゴールの実現を目指すための、必要な資質・能力の育成が求められます。

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○高齢者福祉課との連携 ○環境課との連携	・学習指導要領に基づく深い学びの実現 ・持続可能な社会を築くための教科等を横断するカリキュラムマネジメントの実現 ・外部団体・講師（消費生活センター、税務署など）を招へいした消費者教育、租税教室等の実施 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・第２次瑞穂町環境基本計画（H31.3）を踏まえたふるさと学習「みずほ学」の推進

（３）小学校からのプログラミング教育の推進

プログラミング教育は、平成２９年３月告示の学習指導要領から位置付けられました。自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中でもコンピュータとプログラミングの働きの恩恵を受けています。これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受け止めて行く必要があるとともに、SDGsを実現していくために必要な資質・能力の一つとして捉えられます。

教育委員会	学校
○右記項目の指導・助言 ○講習会等、教員への支援 ○ＩＣＴ推進委員会等による推進 ○ＩＣＴ環境の整備	・教育課程及び総合的な学習の時間等の年間指導計画への位置付け

（４）英語教育、国際交流の推進

児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするために、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や自らの考えを論理的に説明することができる能力等を育成します。

教育委員会	学校
○ALT（英語指導助手）派遣の充実 ○英語検定受験料の公費負担 ○モーガンヒル市やコーンケーン市との交流事業	・小学校は第３・４・５・６学年児童に、中学校は全学年生徒に、授業でALTの活用 ・英語検定受験に向けての機運醸成と英語検定の実施 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・交流事業の受け入れ

（５）日本の伝統・文化理解教育の推進

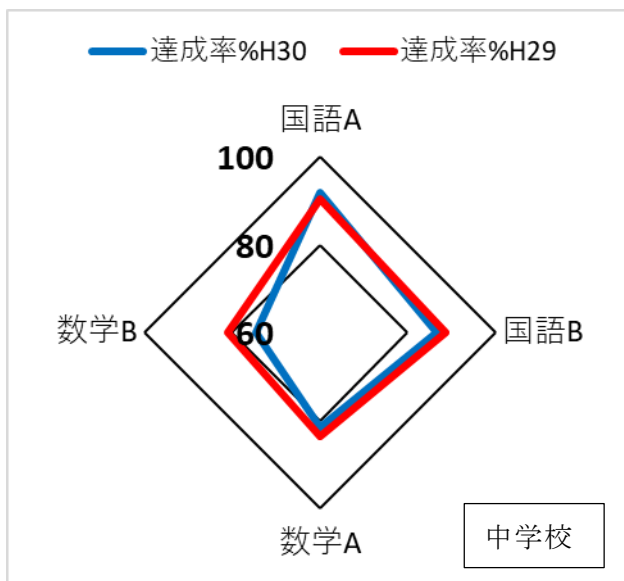
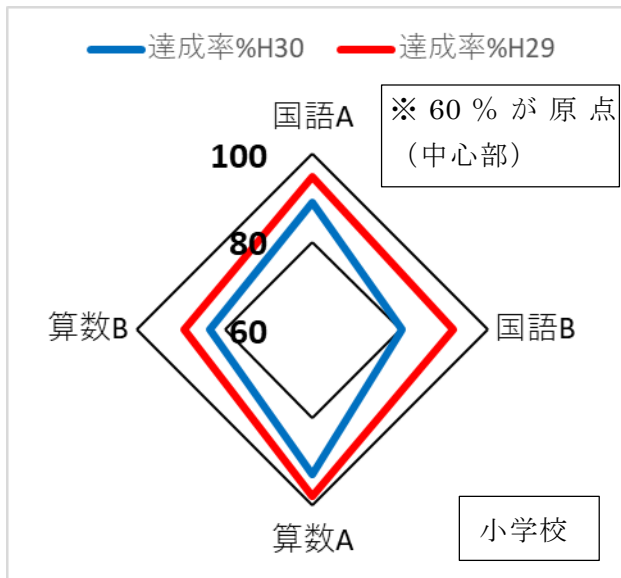
グローバルな社会の中では、世界各国の人々と交流し、コミュニケーションを図る機会が増加していくことから、異なる国や地域の文化を尊重するとともに、日本の良さを積極的に発信できる力を、ふるさと学習「みずほ学」との関連を図りながら育成していく必要があります。そのためには我が国や瑞穂町の歴史、伝統・文化等の理解をより深めることが重要です。このことは、日本人としての自覚や郷土を愛し誇りに思う心を育み、異なる文化との相互理解をより促進することにつながります。合わせて、多様性や言語以外のコミュニケーションツール、豊かな情操を養うため、小・中学校共にオーケストラによる音楽鑑賞を行います。

教育委員会	学校
○右記全項目の支援	・小・中学校での音楽鑑賞教室の実施 ・小学校での演劇鑑賞等文化・伝統に関する行事の実施 ・中学校での茶道教室の実施 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲）

3 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育【フェーズ3】

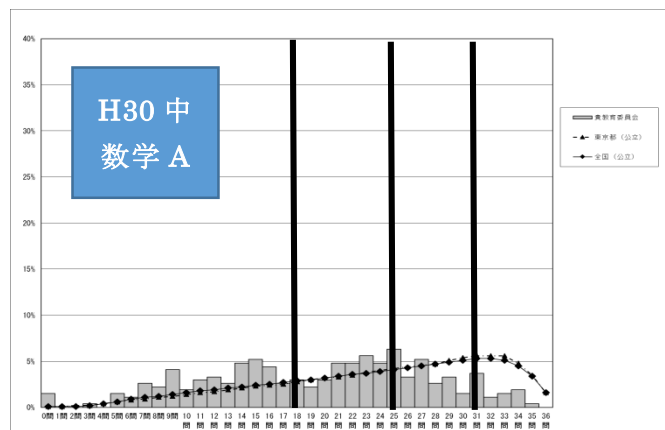
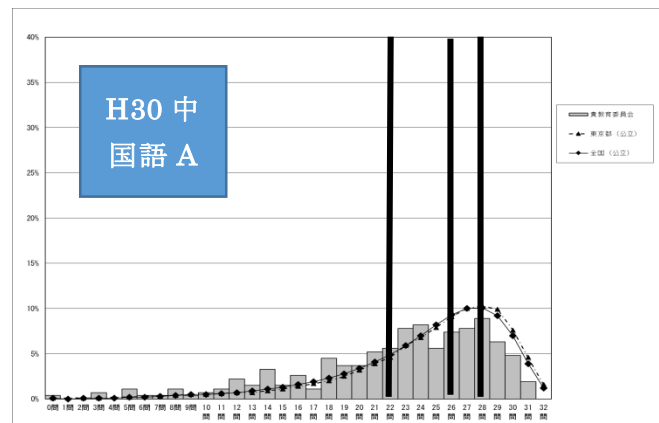
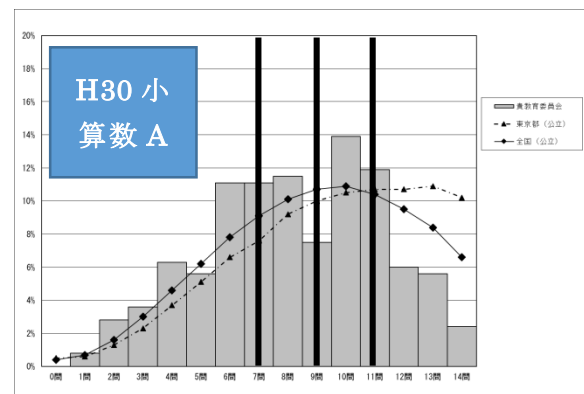
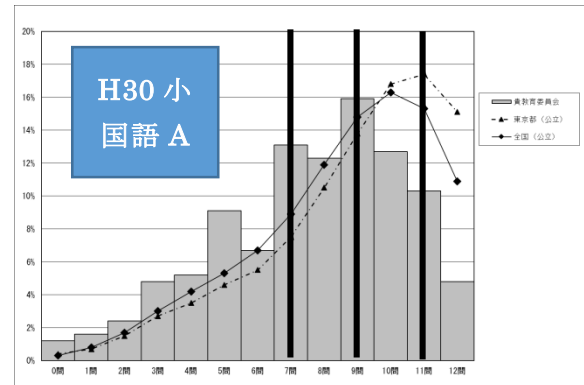
1 現状、課題とそれらを克服する方向性

全国学力・学習状況調査における平均値で全国を100としたときの瑞穂町の推移



H30 各種割合%	校種	町	全国	国との差
1時間以上、授業以外に普段1日当たり勉強している	小	54.6	66.2	-11.6
	中	56.7	70.6	-13.9
算数・数学が好きである	小	28.9	33.9	-5.0
	中	24.4	25.7	-1.3
算数・数学の授業が分かる	小	28.5	42.1	-13.6
	中	24	28.2	-4.2

D 層 C 層 B 層 A 層



全国学力・学習状況調査

前項の平成30年及び平成29年全国学力・学習状況調査結果から、瑞穂町における学力に関することで全国と比較して課題が大きいことがうかがえます。小学校では年度によって差が大きいこともグラフから分かります。中学校では、学力に関する課題が小学校より深刻になっていることも分かります。なお、前頁右側のグラフに示されているA B C D層とは、全国の学力分布を、全受験者人数の各25%で区切った値であり、例えば、棒グラフ（瑞穂町）でA層の人数が25%を超えている棒グラフがあれば全国平均と比べて上位層が多く、逆に、D層の人数が25%を超えている棒グラフがあれば全国平均と比べて下位層が多いということになります。瑞穂町の平成30年結果から、A層が少なく、D層が多い状況になっています。（グラフはA問題【主として知識に関する問題】ですが、B問題【主として活用に関する問題】も同様な傾向にあります。）

全国学力・学習状況調査は全ての学力を図っているものではなく、あくまでも一側面に過ぎませんが、全国学力・学習状況調査の問題を作成するにあたって、国立教育政策研究所の解説によると「実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能であったり、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力であったりする」としています。瑞穂町の児童・生徒一人一人が将来に目覚め、グローバル化していく社会において、自分らしく活躍・貢献し、豊かな人生を送る上で、全国学力・学習状況調査結果について看過できない一つの指標と考えます。また、授業以外の家庭学習等を一定時間確保している児童・生徒が全国と比較して少ないのも瑞穂町の傾向として言えます。私たち教育関係者（学校・教育委員会、家庭、地域住民等）は相互の連携協力関係にあることから、それぞれの役割を踏まえて、瑞穂町の児童・生徒の学力を高め、児童・生徒が将来に向かって自立・協働・創造できるよう全力をあげて取り組んでいく必要があります。

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）

（1）学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進

これまで瑞穂町では健全育成上の課題を抱え、授業規律や学校内外での生活指導上の問題がありました。現在、教育委員会、教職員及び家庭・地域で一体となって改善に向けて取り組んできた結果一定の成果を見せています。しかし、全国学力・学習状況調査（平成30年度）の児童・生徒質問紙「学校の決まり・規則を守っていますか」では、特に児童において全国と比較して規範意識の弱さがうかがえます。（データはP40にあります。）また、小学校低学年は、いわゆる小1プロブレムの解消を図る時期であり、これについての指導・支援の重点化を図る必要があります。また、学級や学年、学校の集団づくりは大切で、より良い集団づくりに参画させることで、児童・生徒の一人一人のよさや可能性を生かすと同時に寛容で共感的な集団の雰囲気醸成します。こうした集団の雰囲気は安心して学習に取り組むことを可能とします。児童・生徒には自立した人間として他者とよりよく協働することができる資質・能力が求められています。

教育委員会	学校
○適正な学習支援者等の配置 ○右記全項目の指導・助言・支援等 ○瑞穂町及び瑞穂町に入学してくる可能性がある園児が在籍する近隣市の保育園・幼稚園への保護者啓発資料の配布	・体験活動や言語活動の推進 ・授業規律の確立、特別活動等の推進 ・小学校低学年等への個別支援の推進 ・規範意識に関わる授業の推進 （特別の教科道徳、学級活動等）

	・スタートカリキュラムや就学前健康診断、情報交換などによる保幼小の円滑な接続・連携
--	---

（２）生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得を図る教育の推進

（３）未知な状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図る教育の推進

これまでも学校は、各種の学力調査結果に基づき授業改善推進プランを毎年度策定・実行したり、放課後や夏季休業期間等を利用して教員が直接個別指導をしたり、校内研究で学力向上を取り上げたりして、積極的に取り組んできました。

教育委員会でも、学習習慣の形成や学習意欲を高めることも含めて瑞穂町ステップアップ教室（学習支援者による小学校での補習活動）や瑞穂町フューチャースクールを実施し、また町独自の学力調査の実施・分析を行ったり、英語検定や漢字検定を実施したり、学力向上推進委員会を開催したりと、町全体で学力を向上する取組を行ってきました。

しかし、瑞穂町の児童・生徒の実態を踏まえ、現行事業・取組の妥当性や新規事業の必要性が問われています。合わせて家庭や地域社会等との効果的な連携も視野に、現行事業を改善したり、新規対策を図ったりすることが求められています。特に学びの渦（サイクル）をつくる観点から、指導の工夫と定着の工夫への質的・抜本的改善が必要です。

政策目標 平日学校以外での学習時間 １日１時間以上の割合が小６・中３で８０％以上

教育委員会	学校
○研究校の指定、校内研究の予算的支援及び研究に関する指導・助言 ○民間企業または大学等との連携【研究】 校内研究や授業改善に対するコンサルティングやコーチングを行う支援者の派遣（※１） ○瑞穂町公立学校教育研究会及び西多摩郡公立中学校教育研究会への支援 ○学力向上推進委員会の充実 ← ○学習啓発に関する保護者等への支援・情報提供 ○東京ベーシックドリル配布・活用 ○放課後学習事業等（※２）の大幅な改善 ← （地域学校協働本部への移管） ○漢字検定の見直し ← （小３・５→希望制自己負担制）【研究】 ○英語検定受験料の公費負担 ○町学力調査の実施とこれを生かした都学力調査や全国学力調査の実施 （町学力調査時期の最適化を図る）	・校内研究の活性化・充実 ・瑞穂町公立学校教育研究会における理論の構築と実践 ・西多摩郡公立中学校教育研究会における理論の構築と実践 ・左記、学校代表教員の派遣・成果の普及 ・効果的な放課後学習の構築・支援 （適正な宿題量等のあり方の研究） ※東京ベーシックドリル等の活用 ・左記事業への協力 ・左記事業への協力 ● 移管→地域学校協働本部の運営 放課後学習等の実施【新規】 ※【フェーズ３】９「家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校の安全のしくみづくり」を参照 ・検定試験実施への協力 ・授業改善推進プランの作成とPDCAサイクルによる授業改善の推進

○指導方法工夫改善加配教員の各校へ配置 (※3) ○ICT教育の環境整備 ○右記全項目の指導・助言	・算数・数学と英語の指導方法工夫改善加配教員による指導の推進 ・ICT教育機器を活用した授業の推進 ・小中の接続・連携による学力向上の推進 例1 瑞穂町公立学校教育研究会による小中合同研究授業 例2 小学校高学年等における教科担任制や定期考査の推進 例3 中学生による小学生のリトルティーチャー、ふるさと学習「みずほ学」の相互発表会等 ・ふるさと学習「みずほ学」の推進【再掲】
--	---

※1 民間企業または大学等との連携：

校内研究や授業改善に対するコンサルティングやコーチングを請け負う支援者の派遣

学校はこれまで大学の教授等を講師として校内研究や授業改善を進めてきている。しかし、予算的・人的・時間的制約がある中で十分に機能していない面がある。これを例えば、教育委員会と大学レベルでの連携でもっと密にできないか工夫の余地がある。また、民間の活力を導入し、校内研究や授業改善に全面的なバックアップに寄与できないかを研究する。いずれにしても、限られた時間の中で最大の効果をねらっており、これを実現できれば、全国でも類のない制度であり、教員の働き方改革にも一翼を担うことが期待される。

※2 補習事業

教育委員会では令和元年度まで、放課後等における補習や発展学習の推進、学習意欲の向上を目的とし、各学校でフューチャースクールを実施してきた。開始年度は、中学校は平成27年度、小学校は平成28年度。塾と連携した少人数指導で塾講師が指導にあたった。対象は希望制で中学校は全学年、小学校は6年とし、費用負担は公費(指導費)と受益者(テキスト代)の両方とした。

なお、小学校でこれまで行ってきたステップアップ教室は地域の学習支援者等を活用しながら行う放課後学習教室であり、地域学校協働本部事業として継続・発展させる。

※3 指導方法工夫改善加配教員

東京都教育委員会は児童・生徒の理解や習熟の程度等に応じて「確かな学力」を育むため、教員を加配し、学校は少人数指導を行うことが一定の条件下で認められてる。小学校では算数、中学校では数学と英語の教員を加配している。国の制度でもあるので、その査定・条件は厳しい内容となっているが、瑞穂町教育委員会の指導・助言を踏まえて各学校への毎年の配置が認められている。(令和元年度現在)

（４）読書活動の推進

読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。第三次瑞穂町子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動を推進していく必要があります。

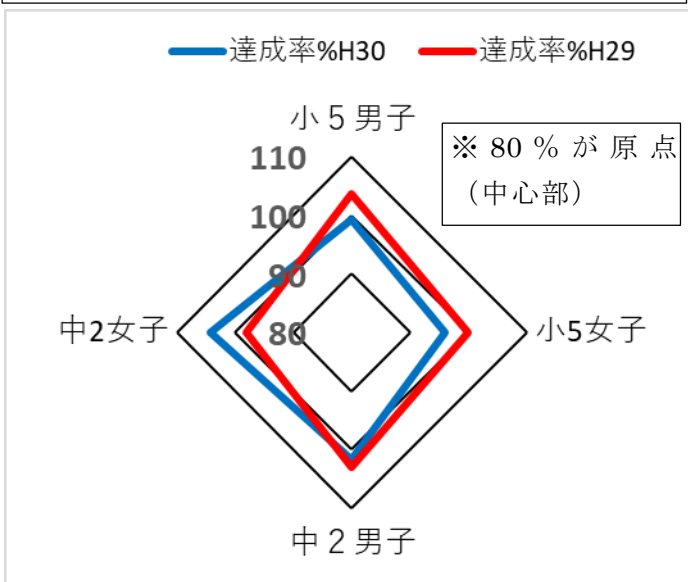
教育委員会	学校
○町図書館と学校図書館の蔵書等の検索システムの共通化・オンライン化（研究） ○町図書館・学校図書館の蔵書の充実、予算的措置等 ○図書館司書（支援員）の学校配置 ○町図書館の学校への支援 ・読み聞かせのための職員派遣 ・町図書館蔵書の学校貸し出し ○調べる学習コンクールの企画・運営 ← ○右記の指導・助言 → ○児童・生徒への推薦図書リストの配布 ○右記の指導・助言 →	・学校図書館蔵書の充実 ・図書館司書の活用 ・町図書館の活用 ・左記企画への協力 ・学校読書活動計画に基づく実践（朝読書、読書週間、読み聞かせなどの設定等） ・読書の魅力を伝える工夫の充実

4 健やかな体を育て、健康的に生活する力を育む教育【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性

児童・生徒の体力は昭和60年頃と比較すると、低下傾向がみられました。このような中で、東京都と瑞穂町は改善を図る取組を行い、現在は上昇傾向にあります。東京都では、中学校で全国より若干低い傾向を示すものの、おおむね全国の平均に達しています。右のグラフは瑞穂町と東京都の比較を示すデータであり、瑞穂町もおおむね良好な状態にあるといえます。本結果を維持・向上させることは豊かで健康的な人生を送るのに必要不可欠なベースであり、第2次瑞穂町スポーツ推進計画の下、「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」の実現を学校教育の立場からも図っていく必要があります。引き続き運動に親しむ元気な児童・生徒を育成するため、全ての児童・生徒の運動への興味・関心を高めるとともに運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが重要です。また、感染症の発生や食物アレルギー疾患児童・生徒の増加、集団への不適応、うつ状態など、児童・生徒が抱える心身の健康課題も多様化しています。児童・生徒に対し健康相談・保健指導を行うことにより健康の保持・増進、自他の生命を守ることなどについて、自ら考え行動できる力を育成することが重要です。

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果における体力合計平均値で東京都を100としたときの瑞穂町の推移(平成30年と平成29年の比較)



2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】(主な実施計画)

(1) 体力向上と健康教育の推進

日常生活における身体的活動が減少していることから、一人一人が主体的に運動に取り組むことの必要性がこれまで以上に高まっています。児童・生徒が様々な運動への関心を高め、体験をすることは、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を育むとともに、体力向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養うことにつながるなど、大きな意義があります。また、児童・生徒の心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体を作ることは人格の完成を目指す上で基盤となります。がん対策基本法やがん対策基本計画、学習指導要領を踏まえ、がん教育も必要です。体力向上に向けた取組を行うことに加え、児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養っていきます。

また、家庭に対し、乳幼児期からの健康教育の重要性を普及・啓発することにより「早寝・早起・朝ごはん・うんち」など基本的な生活習慣を児童・生徒に身に付けさせ、健やかな体をつくっていきます。

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○健康課との連携によるがん教育講師の調整 ○スポーツ振興策の充実（社会教育） ・総合体育大会（陸上競技、水泳競技）、駅伝競走大会等 ・小学生スキー教室の実施 ○オリンピック・パラリンピック教育推進校の指定（東京都教育委員会との連携） ○東京駅伝（東京都教育委員会主催）への支援	・学習指導要領に基づく体育、保健体育の全面実施（体育、保健体育の年間指導計画及び健康に関する全体・年間指導計画の策定） ・外部講師を招聘したがん教育指導 ・町主催等体育行事の児童等参加への推奨 ・東京都体力・運動能力、運動習慣等調査の実施（全学年の児童・生徒）、体力向上と健康教育の改善 ・オリンピック・パラリンピック教育の推進（再掲） ・東京駅伝への参加（中学校）

（２）部活動指導への支援

スポーツや文化等に興味・関心のある生徒等が参加し、技能の向上や自己の記録に挑戦する中で、部活動を行う楽しさや喜びを分かち合い、心身のバランスの取れた成長を図る上で部活動は効果的な活動です。一方で、一部ですが勝つことに偏重した指導や活動、長時間にわたる活動が課題となっています。こうしたことから瑞穂町教育委員会では瑞穂町部活動基本方針（平成３１年４月１日一部改訂）及び瑞穂町立学校における働き方改革推進プラン（平成３０年１０月３０日策定）を定め、中学校と連携し、生徒の好ましい成長につながる部活動を目指していきます。

教育委員会	学校
○町独自の部活指導補助員の派遣（Ａ） ※瑞穂町立中学校部活動指導補助員に関する要綱により、同補助員の大会引率を認めている。（国の部活動指導員の職務を内包） ○国・都の制度に基づく部活動指導員の配置（Ｂ） 【研究】 令和２年度を目途に（Ａ）（Ｂ）を整理する。 ○生徒の部活動派遣旅費や競技参加費への支援	・同基本方針及び同プランに基づく適切な部活動指導 ・町独自の部活動指導補助員の推薦

（３）食育と食物アレルギー対策の推進

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地産地消や地域の産業、文化への理解を深めることができるよう「生きた教材」として、学校給食等を活用した食育を推進します。また、学校における児童・生徒の食物アレルギー疾患に関わる事故を防止するため、教職員の研修を行うなど、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成２７年３月）」、東京都「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（平成３０年３月）」及び瑞穂町「アレルギー疾患対応マニュアル（平成３０年２月）」に基づいた学校の組織的な体制により、事故防止の取組と事故発生時の適切な行動をとります。

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○アレルギー疾患対応マニュアルの策定・更新 ○羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携（栄養教諭、栄養士の学校派遣や食物アレルギー対応） ○食物アレルギー研修の開催【新規】	・食育リーダー選任と食育の推進、給食指導の充実（年間指導計画の策定） ・アレルギー疾患対応マニュアルに基づく行動（校内研修を含む） ・羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携（食物アレルギー対応申請書、同組合・保護者・学校の三者面談等）

5 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育【フェーズ3】

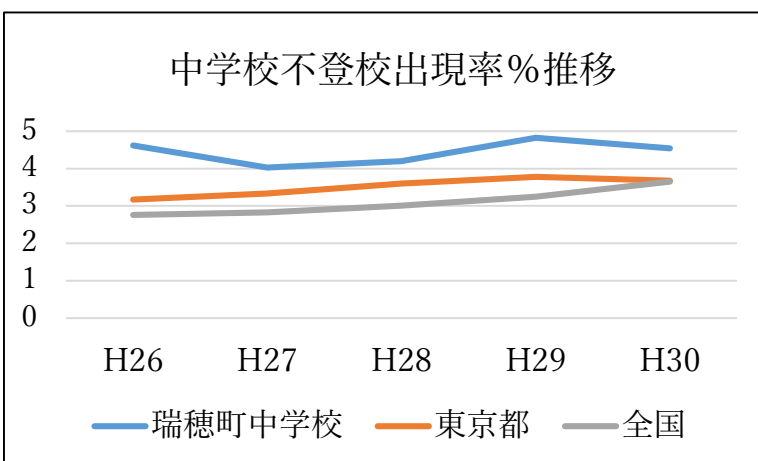
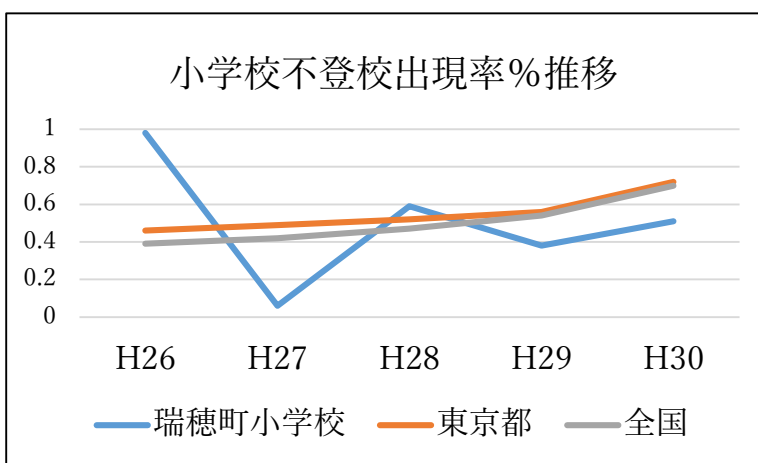
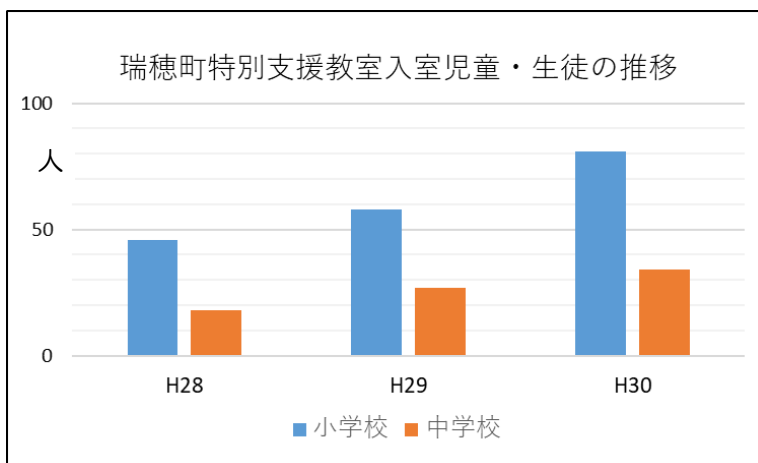
1 現状、課題とそれらを克服する方向性

平成30年度全国学力・学習状況調査結果から、「将来の夢や目標をもっていますか」で、「当てはまらない」と回答している瑞穂町の児童（6年生）は8.3%、生徒（3年生）は14.8%で、全国や東京都と比較してやや高めになっています。5年前（平成26年度）の同調査結果では、瑞穂町の児童は5.2%、生徒は9.3%だったことから、増加傾向にあり、これまでのキャリア教育を見直し・改善し、充実していく必要があります。

特別支援教育では、瑞穂町は平成30年度から小学校において特別支援教室がスタートしました。ここ3か年の特別支援教室（小学校は平成29年度まで通級指導学級、中学校は通級指導学級）の入室者数は右図の通り経年で増加傾向にあります。一方、特別支援学級（知的障がい学級）の入級者数は大きな変動はありません。これからも適正な就学・入室を行うとともに、特別支援教育を充実させていく必要があります。

一方、瑞穂町の小・中学校の不登校児童・生徒数は全国や都と比較して、小学校は変動が大きいものの経年では増加傾向を示していますが、全国や東京都と同程度かやや下がる傾向を示しています。中学校はほぼ横ばい傾向を示して、全国や東京都よりも高いことが分かります。いずれにしても、全国や東京都が増加傾向を示す中で、瑞穂町でも例外ではなく喫緊の課題であるといえます。また、本町の特徴として不登校児童・生徒のうち90日以上に渡り長期化する実態もあります。

平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律が成立しました。これを受け不登校児童・生徒に対する学習支援を充実させることが望まれます。



2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】(主な実施計画)

(1) キャリア教育の推進

これまで学校はキャリア教育全体計画・年間指導計画を作成し、推進してきました。キャリア教育は、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方（平成23年1月）」や次期学習指導要領（平成29年3月告示）が示している通り、基礎的・汎用的能力の育成が求められています。これはさらに4つの能力へ右図の通り分類されます。これら4つの能力をバランスよく育成することが求められていますが、各小・中学校の実態は「人間関係形成・社会形成能力」や「課題対応能力」に比重が高い傾向がうかがえます。「1 現状、課題とそれらを克服する方向性」から分かる通り、「自己理解・自己管理能力」や「キャリアプランニング能力」を強化していく必要があります。



教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○5 日間の職場体験先確保への支援 (中学校)	・キャリア教育全体計画・年間指導計画の充実（「自己理解・自己管理能力」と「キャリアプランニング能力」の強化） ・ふるさと学習「みずほ学」の充実【再掲】 （特に「理想とする瑞穂町の未来」に関する取組の強化 ①どのような瑞穂町にしたいか ②①の実現のために自分はどう関わろうとするか、どのような資質・能力を身に付ける必要があるか、など） ・職場体験・訪問の推進 （中学校は5日間の職場体験を堅持） ・小中連携教育の推進 （小学校での職場体験の受け入れ、中学校職場体験学習発表会への小学校6年児童の参加、小学校における中学生のリトルティーチャーへの取組など）
○青少年の主張意見発表会 (社会教育課)	・左記への協力、児童・生徒の参加、指導等

(2) 特別支援教育の推進

これまでも瑞穂町教育委員会では、東京都教育委員会が策定した特別支援教育推進計画（第二期）及び同計画第一次実施計画に基づき着実に特別支援教育を推進してきました。令和2年度以降も同推進計画（第二期）、同計画第一次実施計画（令和2年度まで）、同計画第二次実施計画（令和3年度～令和5年度）及び同計画第三次実施計画（令和6年度から令和8年度）に基づき実施して、共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

《目指す将来像》

- 小学校、中学校に在籍する障がいのある児童・生徒が、適正な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、その力を伸長させている。
- 発達障がいのある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

教育委員会	学校
○町内及び近隣市で瑞穂町立小学校就学実績のある保育園・幼稚園を通じた就学前園児（年長組）の保護者に啓発資料「げんきに はつらつ 瑞穂の子（特別支援教室案内含む）」や「就学相談のごあんない」などの配布 ○町内にある保育園・幼稚園に対して園長の要請に基づく教育相談員の派遣、特別支援教育に関する支援の実施 ○町内にある保育園・幼稚園在籍園児（年長組）の保護者に対して希望制による就学支援シート作成の依頼 ○教育相談室における知能検査（WISCⅣ）の実施と結果の保護者・学校への通知 ○小・中学校への教育相談員の派遣 ○必要に応じた小・中学校へ専門家チーム（特別支援教育巡回相談）の派遣 ○通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援員等の配置（通常の学級における学習・生活支援も含めた包括的な支援者を想定） ○特別支援学級（知的障がい学級【固定】）の維持（瑞穂第一小学校、瑞穂中学校）と同学級に合理的配慮（※１）等を行う介助員の配置 ○特別支援教室※２の全校維持 【中学校は令和２年度から実施】 （発達障がい等の特別支援教育該当児童・生徒の在籍は通常の学級） ○特別支援教室を置く学校への特別支援教室専門員（※３）の配置と臨床発達心理士等（※４）の派遣 ○特別支援学級（知的障がい学級【固定】）入・退級の判定に関する業務の実施（就学支援委員会の開催） ○特別支援教室の入・退室の判定に関する業務の実施（判定委員会の開催） ○都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍指定 ○特別支援教育コーディネーター（※５）連絡協議会の開催（学校生活支援シートの引継ぎを含む） ○特別支援教室専門員研修会等の実施 ○特別支援教育研修会の実施	・就学時健康検診時における相談の充実 ・保育園・幼稚園と小学校の間の連携の充実 ・特別支援教育コーディネーターの指名と校内支援委員会の設置・開催 ← 左記の派遣要請 ・学校生活支援シート（個別の教育支援計画）（※６）と個別指導計画の作成と活用 （対象児童・生徒：特別支援学級、特別支援教室および通常の学級の一部【必要な児童・生徒】） ← 左記の派遣要請 ← 左記への協力 ← 左記への協力 ← 左記への協力、直接・間接交流の実施 ← 左記への協力 ← 左記への協力 ← 左記への協力

※1 合理的配慮

平成28年に施行された障害者差別解消法により、障がいのある方への合理的配慮の提供が求められている。これを行うことにより共生社会の実現を目指し、不当な差別を禁止するとともに、事業者等は社会の中にあるバリアを負担が重すぎない範囲内において対応する必要がある。事業者等と障がいのある方とのコミュニケーションが何よりも大切となる。

※2 特別支援教室

都の発達障がい教育は、これまで情緒障がい等通級指導学級を中心に行われていた。同学級を置く拠点校に、拠点校とそれ以外の学校の対象児童・生徒が週1回程度の通級をしていた。この方式では、移動に伴う児童・生徒の不安や安全面の課題、在籍校と同学級との連携の取りにくさ、拠点校から遠い学校の対象児童・生徒の通級率低下を招くなどの指摘を受けていた。これらの解決策として、各学校に特別支援教室が設置され、拠点校から巡回指導教員が巡回指導するスタイルに変えた。瑞穂町では平成30年度から小学校で開設、令和2年度から中学校で開設される。

※3 特別支援教室専門員

特別支援教室を設置する学校に1人を配置している。対象児童・生徒への学習上の支援を行ったり、連絡調整、指導の記録を行ったりし、対象児童・生徒への教育効果を上げるため、通常の学級と特別支援教室の橋渡し役を担う。

※4 臨床発達心理士等

特別支援教室対象児童・生徒が必要とされる特別な指導を受けられるようにするため、対象児童・生徒が抱える困難さを的確に把握し、これに対応した専門的な指導を実施するための助言を行う役割を担う。特別支援教室を置く学校(全校)に各年間40時間派遣している。

※5 特別支援教育コーディネーター

校長は、教員の中から特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けている。特別支援教育コーディネーターは特別支援教育の推進ため、主に校内委員会(※7)・研修の企画運営、関係諸機関・学校と連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っている。

※6 学校生活支援シート(個別の教育支援計画)

保護者、学校、保健・医療、福祉等が連携し、児童・生徒を支援していく継続的な計画書である。また、支援の情報の共有化、入学時や進級・進学時の引継ぎ資料の性格も帯びている。シート作成対象児童・生徒は、特別支援学級在籍者、特別支援教室通室者であるが、状況によっては保護者の了解の下、上記以外の通常の学級に在籍している児童・生徒も対象とすることがある。

※7 校内委員会

校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置している。同委員会は、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、特別支援教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどで構成されている。

（３）不登校対策の推進

これまでも瑞穂町教育委員会では、適応指導教室を平成２０年にいち早く設置するなど、学校と連携して不登校等に関する課題を解決するために取り組んできました。しかし、特に中学校において改善が進んでいないことから、引き続き学校復帰を促すとともに、長期化する不登校児童・生徒に対して、在籍教室外でも学習の支援が受けられるなどのシステム作りとその実践を行います。

政策的指標１ 不登校出現率を全国程度以下にする

政策的指標２ 長期化する不登校者には、１週間に１回以上学習の機会を設ける

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○スクールカウンセラーの配置 ○町教育相談員の派遣 ○家庭と子どもの支援員の派遣 ○適応指導教室いぶきの設置と同教室指導員の学校派遣【新規】 ・校長の要請に基づき、在籍教室に入れない児童・生徒への校内別室における学習支援等を行う。	【楽しい学校、成長が実感できる場づくり】 ・授業改善、児童・生徒の主体的な授業づくり ・分かる・できる授業の実践 ・授業内や放課後等における個に応じた指導・支援の充実 【悩みや相談、支援を受けやすい学校づくり】 ・「みずほあったか先生」の推進【再掲】 ・スクールカウンセラーの全員面接の実施（小学校５年、中学校１年）と効果的な活用 ・町教育相談員の全員面接の実施【新規】（小学校４年、中学校２年）と効果的な活用 ・家庭と子どもの支援員の効果的な活用例 ① 朝欠席時の児童・生徒への連絡、登校の促し【強化】 ② 登校時の、家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言（登校への支援【強化】） ③ 登校後の児童・生徒に対する個別指導及びその保護者への相談・助言（別室指導等：児童・生徒への話し相手や学習支援【強化】） ④ 保護者等の立ち合いの下による家庭訪問における話し相手や学習支援等 ⑤ 児童・生徒の不安の改善や未然防止に向けた直接的な取組及び家庭（子育て等）に関する不安を抱える保護者に対する相談等 ・校長のリーダーシップの下、組織的な支援体制の構築、校内支援員会による支援方針の明確化と外部人材の効果的な登用【強化】

6 安全で質の高い教育を支える環境の整備と安全に生活する力を育む教育【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性

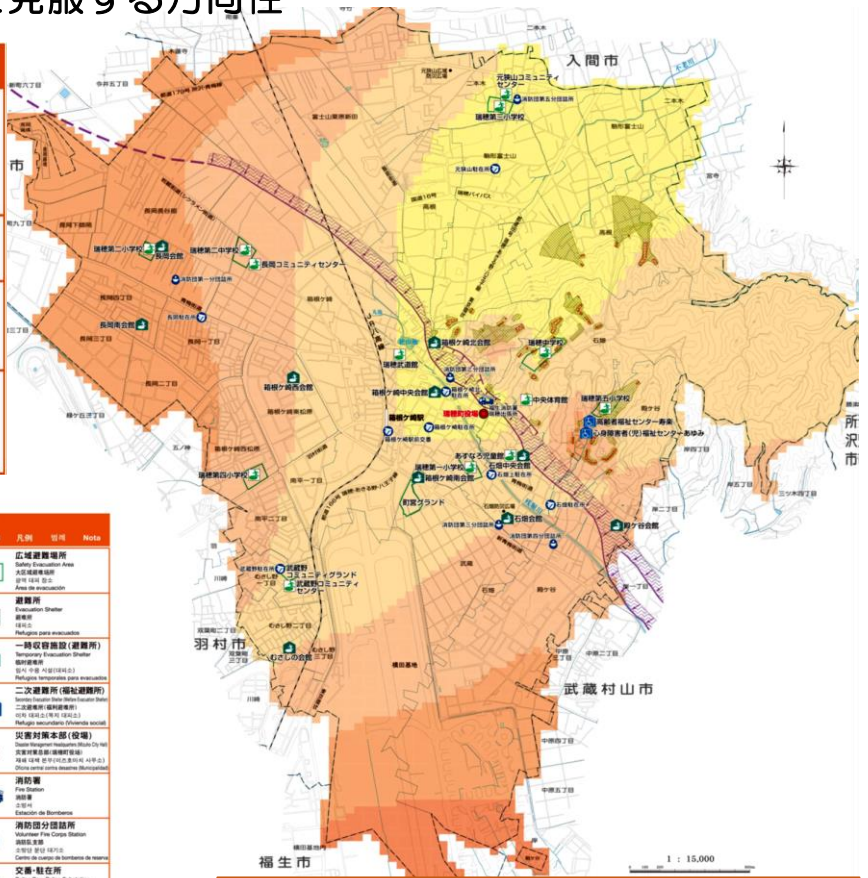
地震の揺れやすさ	Quake Susceptibility 지반 흔들림 규모	地震の揺れやすさ	Quake Susceptibility 지반 흔들림 규모
震度階級	震度6強	震度7	
人間	立っていることができず、はなはたと動くことができない。	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	
屋内の状況	固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはなはたと飛ぶことがある。	固定していないほとんどの家具が大きく移動、転倒し、飛ぶものもある。	
屋外の状況	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

土砂災害特別警戒区域 Sediment Disaster Special Alert Area 泥石流災害特別警戒区域 토사재해 특별경계 구역 Especial precaución por zona de deslizamientos.	
土砂災害警戒区域 Sediment Disaster Alert Area 泥石流災害警戒区域 토사재해 경계 구역 Precaución por zona de deslizamientos.	



令和元年12月現在

凡例	名称	説明	備考
	広域避難場所	広域避難場所	
	避難所	避難所	
	一時収容施設(避難所)	一時収容施設(避難所)	
	二次避難所(福祉避難所)	二次避難所(福祉避難所)	
	災害対策本部(仮設)	災害対策本部(仮設)	
	消防署	消防署	
	消防団分団	消防団分団	
	交通・駐在所	交通・駐在所	



断層の位置

活断層 Active Fault Trace 活断層 断層 Falla activa		最近数十万年間に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。
活断層(位置やや不明確) Active Fault Trace (site indistinct) 活断層(位置不明確) 断層(位置が 약간 명확하지 않음) Falla activa (Posición un tanto ambigua)		活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。
活断層(活断曲) Active Flexure 活断層(活断曲) 断層(活断曲) Falla activa (Flexión activa)		活断層のうち、変位が軟らかい地層内で拡散し、地表には段差ではなくたわみとして現れたもの。たわみの範囲及び傾斜方向を示す。
縦ずれ Dip Slip 縦向断層 断層 断層 Desplazamiento vertical		活断層の上下方向の変位の向き。相対的に低下している側に短線を付す。

瑞穂町は、断層が右図の通り貫いており今後同断層が動く確率は2%程度とされていますが、発生した場合、瑞穂町のほぼ全域が震度6強とされており、これまで学校の耐震化等の安全対策を進めてきました。今後は校舎の老朽化対策として、中長期的な大規模改修が必要です。加えて、昨今では記録的な猛暑が続く傾向を示しており(平成30年東京都猛暑日35℃以上12日、真夏日30℃以上68日)、児童・生徒の熱中症を防止する観点から、対策が必要です。

また、被災地になったとき、体育館が避難所開設の中心的な役割を果たしますが、瑞穂町は高齢化率が多摩地域の中でも抜きんでいることから、きめ細やかな対策が必要です。

児童・生徒の学力向上や安全対策には、ICT等の関係機器・施設の充実が欠かせません。児童・生徒の支援ツールとして引き続き拡充を図っていく必要があります。

さらに児童・生徒の成長には経済的な支援も欠かせません。義務教育段階と義務教育の出口・上級学校進学時に世界・日本・瑞穂町の経済情勢を勘案しながら進めていく必要があります。

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】(主な実施計画)

(1) 校舎の耐震化や老朽化したブロック塀等の撤去など安全・安心な学校施設の維持・整備の推進

(2) 快適なトイレや空調設備の整備の推進

学校の施設・設備を定期的に点検し安全を図るとともに、定期的なサイクルで補修・更新します。また、施設維持の効率化を図るとともに、改修施設においては郷土の学校、郷土を愛する観点から、美術的な視点や瑞穂町を想起するようなデザインを取り入れていくことも検討します。合わせて、断層直下型の被災地になることを想定し、防災・避難所開設の拠点の視点にも立って施設・設備の改善に努め、普段もいざというときも快適な空間を目指します。

教育委員会	学校
○瑞穂町公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の長寿命化計画（個別施設）の策定・推進【新規】 ○校内施設・設備の定期的な安全点検（校舎、校庭、プール等） ○校内施設・設備の計画的な更新・補修 ○校舎・体育館のトイレの洋式化・増設【研究】（体育館は避難所対策の視点も必要） ○マンホールトイレの設置（都市計画課との連携） ○体育館の空調設備の充実【研究】 ○町営プールの授業等活用の推進【研究】（施設の効率化と安全強化の両立） ○校庭芝生の維持管理への支援	・校内施設・設備の定期的な安全点検（校舎、校庭、プール等） ・校内施設の維持・管理、補修 ・左記実施校の協力 ・校庭芝生の維持管理

(3) ICT環境の計画的な整備の推進

瑞穂町ICT教育施設整備計画を平成30年度に定め、これに基づき令和4年度までICT機器の整備・更新を順次進めています。ハード面だけではなく、教員を支援するソフト面でも実行に努めます。合わせてセキュリティ対策も強化していきます。

教育委員会	学校
○タブレット端末、校内LAN（ネットワーク）等、瑞穂町ICT教育施設整備計画に基づく計画的かつ確実な整備 ○ICT支援員の学校派遣 ○ICT教育推進委員会の設置	・ICT機器の活用による学力向上及び学校教育における効果的な活用（費用対効果の視点の強化） ・左記の活用 ・左記への協力、ICT活用の推進

（４）安全教育の推進と通学路等の安全の確保

近年の自然災害の発生状況や交通事故、犯罪等の社会的な情勢は大きく変化しています。特に台風による大雨や強風、地震、豪雪などは国民の生活に甚大な被害を与えています。こうした現状を踏まえるとともに、昨今の登下校時の不審者等や自動車等による痛ましい事故を教訓に通学路の安全対策の強化も望まれています。防犯カメラについては、これまで学校と公道上に整備してきました。学校防犯カメラの更新は平成２８年から平成３０年に完了しましたが、公道上の防犯カメラの増設は町部局にはたらしかけていきます。

学校での安全教育は、教科等で実践される安全教育の充実を図ることにより日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善・回避することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成することが不可欠です。さらに生涯を通じて安全な生活を送ろうとする態度とともに、児童・生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献しようとする態度を養います。

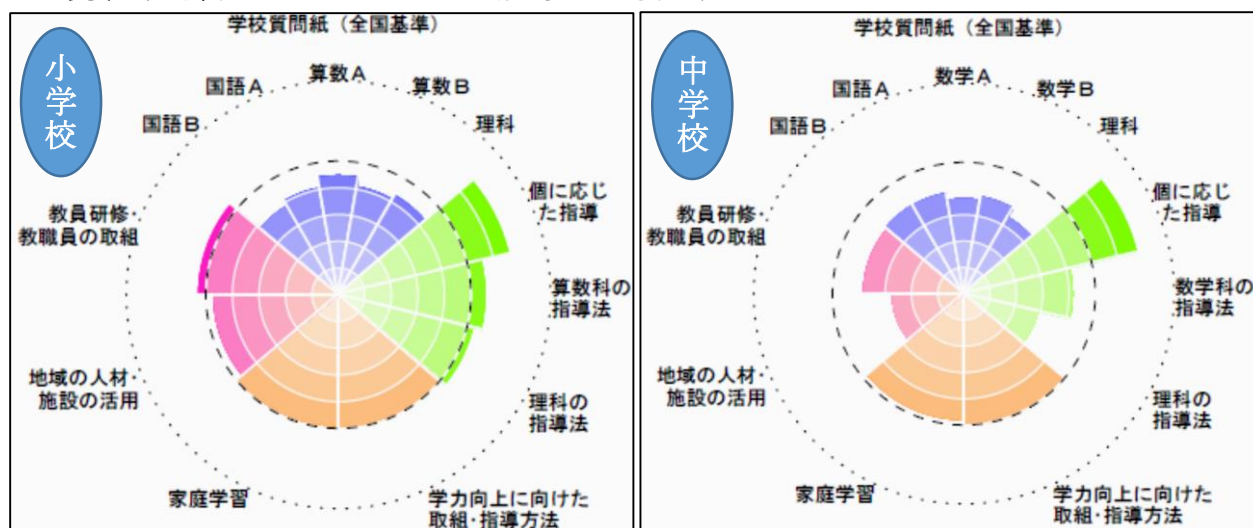
教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 特に交通安全、情報モラル教育の強化 ○水泳指導者講習会の実施 ← ○防犯ホイッスル、黄色帽子、ランドセルカバー等の配布（小学校１年児童） ○町防災行政無線による下校時等の見守り呼びかけ放送の実施 ○公道等における防犯カメラの増設（町部局への依頼） ○関係機関と連携した通学路の見守り活動・安全点検 ※瑞穂町老人クラブの見守り活動（高齢者福祉課との連携） ○スクールガードリーダー（警察官 OB 等）の派遣による登下校時の見守り活動への協力等【新規】 ※フェーズ９「家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり」に位置付け ○AED 等救急救命講習会の実施（対教員）←	・学校危機管理マニュアルの策定（災害、不審者等） ・左記への参加 ・都安全教育プログラムに基づく安全指導年間指導計画の策定・実施・検証 ・セーフティ教育の実施 ・消防署等と連携した避難訓練・安全指導 ・警察署や交通安全協会と連携した自転車安全教室の実施 ・都作成資料「3.11 を忘れない」「地震と安全」「東京防災 防災ノート」等の活用 ・地域安全マップの作成など（小学校） ・スクールガードリーダーとの連携 ・被災地になった際の共助に基づく救助活動や避難所運営への支援などについて考えさせる取組の実施（授業等） ・左記への参加

（５）就学・進学に関する援助の推進

教育委員会	学校
○学用品等の就学援助（新入学用品含む）（支給要件あり） （準要保護等、福祉的・経済的支援の充実） ○ひとり親家庭等学校給食費補助金（支給要件あり） （福祉的・経済的支援の充実） ○瑞穂町奨学金（償還なし）（支給要件あり） ○宿泊行事や校外学習等への補助（全児童・生徒）	・左記への協力

7 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性



上記グラフは平成30年全国学力・学習状況調査結果チャート一覧〔全国一学校運営：校長回答〕によって明らかにされた瑞穂町の結果です（内側の点線が全国平均値で、これを超えると全国より高い。）。この結果から、教員研修・教職員の取組について、小・中学校で差異が見受けられ、小学校の方が全国を上回り、中学校の方は全国を下回っています。令和元年度現在、中学校の授業は週29単位時間（1単位時間＝50分）で、小学校と比べて放課後の時間が少なく、加えて部活動もあります。中学校は研修時間の確保に課題があります。令和2年度から学習指導要領の改訂により小学校4年生以上で週1単位時間（1単位時間＝45分）増加することから、小学校でも研修等のための時間確保が課題となっていきます。一方、グラフから学力の向上に向けた取組・指導方法は小・中学校共に全国並みでした。いずれにしても、学力向上に向けた教員の研修や取組、指導方法の改善は喫緊の課題であり、効率的で効果的な研修や取組にしていく必要があります。

また、瑞穂町小・中学校教員の年齢構成はいびつで、30代後半から40代後半が少なく、また、50代以上が多いことから、平均年齢が高くなる傾向にあります。今後50代以上が退職期を迎えることから、若手教員の増加が見込まれます。また、今後定年延長や再任用教員の増加が見込まれることから、職層や年齢を意識した教職員の研修体系の充実、職層を上げていくことによる教職キャリアの充実を図っていく必要もあります。

さらにみずほの教育を推進していく上で、信頼される学校、信頼される教職員は前提条件となります。しかし、ひとたび教職員の服務事故が発生すれば、町民の公立学校教職員への信頼を著しく損ねる結果を招くことになります。教職員は、公教育に携わる者として、一人一人がその使命と職責を深く自覚し、「全体の奉仕者」としての原点に立ち返り、自己の職務を正しく理解した上で、誇りと責任をもって自己の職責を全うし、児童・生徒、保護者、町民等からの信託に全力で応えていかなければなりません。

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）

（1）瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保

西多摩郡の各町村では、東京都教育委員会の配慮により西多摩地区公立学校教員公募制度

による教員が主幹教諭、主任教諭のみならず、教諭（初任者から３年次までの若手教員は除く）まで募集することができます。この制度を最大限活用し、瑞穂町の教育に関心が強く、教育指導力の高い教諭、主任教諭及び主幹教諭について採用していきます。

また、初任者を町単独で採用できる制度はありませんが、教師を志す学生に意図的に瑞穂町立学校をフィールド（インターンシップや瑞穂町の学習等の支援員、放課後補習教室等のボランティア等）として活躍してもらうとともに、同時に瑞穂町での人材育成を教育委員会と学校が連携して行い、同学生が東京都公立学校教員採用候補者選考に名簿登録されたときは進んで瑞穂町の学校を希望するようにはたらきかける仕組みを研究します。

教育委員会	学校
○西多摩地区公立学校教員公募制度により、瑞穂町で尽力したい教員の確保 ○教育系大学と連携協定の締結【研究】 ※条件等の整備【研究】	・他地域・地区での人材情報の町教委への提供等 ・左記への協力（インターシップ受け入れ、放課後補習教室等の支援員等）

（２）職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進

（３）教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置

（４）校内研究・指定校研究の推進

※構成の関係で以下の文は次ページにあります。

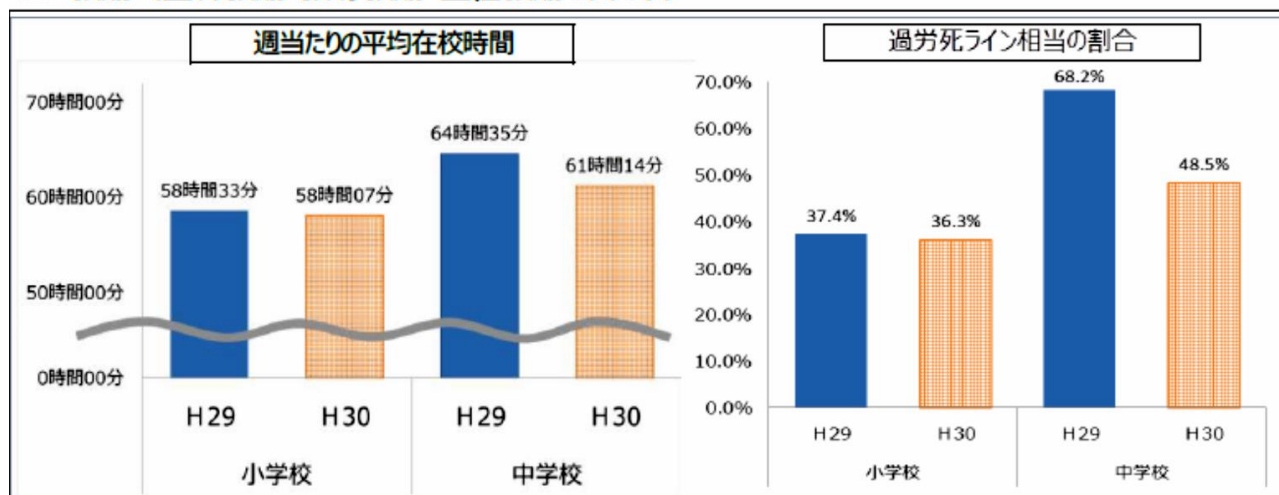
[illegible]

教育委員会	学校
○校長連絡会、副校長連絡会における指導助言 ○サービス事故防止研修会（校長、副校長）	・校内サービス事故防止研修会（年2回以上） ・職員会議等におけるサービス事故防止指導

8 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進【フェーズ3】

1 現状、課題とそれらを克服する方向性

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



（「学校における働き方改革の成果と今後の展開」東京都教育委員会平成31年2月から一部抜粋）

学校は保護者が安心・信頼して児童・生徒を託す場となるよう、質の高い教育を提供する責務があります。このためにも教員は職務上の資質・能力を高めるために研修が欠かせません。また、丁寧な児童・生徒への指導、保護者への対応が信頼を得る上でとても大切な営みです。教員が誰に対しても公正・公平な態度で、ゆとりをもってことにあたるためには、教員自身にも心のゆとりが必要で、このために日々の休養とリフレッシュするための休暇が欠かせません。しかし、上記のグラフから明らかなように平成30年度では過労死ライン相当の教員が、小学校で36.3%、中学校48.5%など、長時間労働の実態が明らかにされ事態は深刻です。上記グラフは東京都の実態ですが、瑞穂町でも同様であると捉えています。長時間労働は、教員の健康を害するとともに、教育の質を低下させることも懸念されることから、こうした教員の勤務状況を早急に改善する必要があります。このため瑞穂町教育委員会では「瑞穂町町立学校における働き方改革推進プラン（平成30年10月）」を定め、当面の目標として「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことにしました。文部科学省からは、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月）」が通知されましたが、そこで示された勤務時間の上限の目安は以下の通りとなっており、瑞穂町においても同ガイドラインを踏まえて、同プランを改訂し、目標をアップさせる必要があります。

（上限の目安時間）

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

（特例的な扱い）※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合

- ① 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えない、かつ、当該時間の1か月の合計が45時間を超える月は1

年間に6月までとすること。

- ② 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満、かつ、2～6か月のそれぞれの期間について、当該時間の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。

以上のことを実現するには、保護者・地域の理解の下、町教育委員会、学校、町部局が三位一体となって解決していく必要があります。特に校務支援に関わる人材の人件費及びICT機器とその維持・更新料も含めるとその財政支出規模は多大であり、国や都からの財政的な支援がないと町だけでは賄えません。現在、瑞穂町は地方交付税不交付団体になっていますが、国による教育関係の財政的支援は地方交付税措置とされることが多く瑞穂町にはこの分の財政的支援が及びません。一方、瑞穂町の財政は地方交付税を受けていないものの、厳しい財政状況であり町部局の理解と調整が必要です。

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】(主な実施計画)

(1) 教員の職務を支援する施策の展開

(2) 教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進

政策的指標 月当たり定時外在校時間を45時間以内 ただし、生活指導や部活動指導等があるときは90時間まで可	
教育委員会	学校
【人的支援】 ○スクールサポートスタッフの配置 ○学習支援者等の配置(再掲) ○適応指導教室いぶきの設置と同教室指導員の学校派遣(不登校対応)【新規】(再掲) ○家庭と子どもの支援員の派遣(不登校等対応)(再掲) ○学校給食費の督促・集金等の事務への関与 ○産業医による面接指導 ○ICT等による校務支援システムの導入 ○ICT支援員の派遣 ○教職員の出退勤システムの導入 ○学校徴収金システム導入【研究】 ○校内電話機への「業務終了案内メッセージ」設置【研究】 【その他】 ○瑞穂町町立学校における働き方改革推進プランの改訂(令和5年度)	・業務の効率化と質の担保の両立 ・自己申告書による働き方改革の意思疎通 ・週当たりの在校時間60時間以内(令和5年度までに達成) ・月当たり定時外在校時間を45時間以内 ただし、生活指導や部活指導等があるときは定時外在校時間を月90時間まで可能とする。(令和10年度までに達成) ・事務室による学校給食費の督促・集金等の事務 ・月定時外在校時間が90時間を超えた教員は産業医の面接指導を受ける。 (校長による職務命令) ・長期休業日の7日間以上の学校閉庁日の設定 ・教員の年次有給休暇及び夏季休暇取得の促進

（３）部活動指導への支援〔再掲〕

部活動は、教育課程外の活動ですが教育課程との関連付けを図ることができ学校の教育活動の重要な１つとして定着しています。部活動はただ単に上手になることや試合の勝ち負けにこだわるだけでなく、努力する気持ち、克己心、思いやり、そして自主性や社会性を育てる営みです。また、何よりも心から、話し合える友人、先輩・後輩の上下関係や顧問の教員との絆等、豊かな人間関係の基礎を培う上で、極めて重要な教育活動であり、今後も引き続き振興していく必要があります。

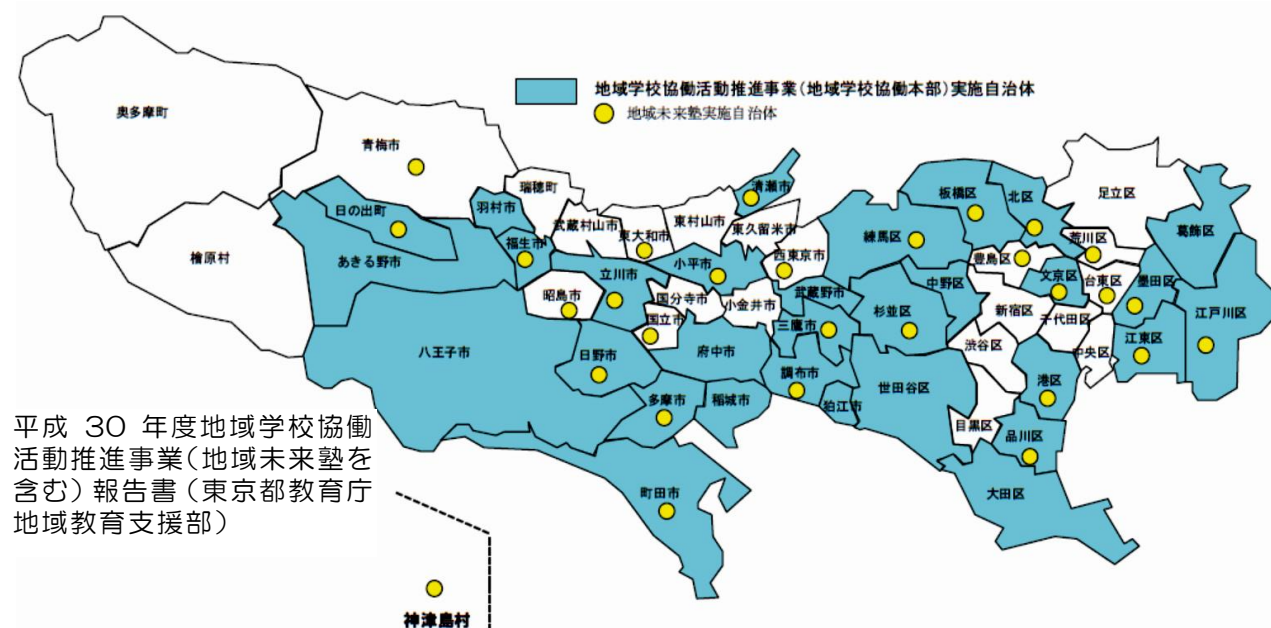
一方、部活動は教員の職務として位置付けることができますが、放課後休憩時間・勤務時間外の練習や土日の試合等があり、週休日の変更も現実的には難しく、教員の負担になっているのも事実です。瑞穂町教育委員会は教員が部活動と他の業務の両立ができるよう施策の展開を図る必要があります。また校長も人的・物的経営資源をフル活用して、業務量の平滑化・効率化を図っていく必要があります。合わせて、生徒の部活動への過重負担（時間的シェアも含む）、他の教育活動等にも配慮し、部活動や学業等とのバランスが求められていることに留意する必要があります。

教育委員会	学校
○瑞穂町部活動基本方針の策定 （平成３１年４月完了） ○瑞穂町立中学校部活動指導補助員の派遣（Ａ）（再掲） ※瑞穂町立中学校部活動指導補助員に関する要綱により、同補助員の大会引率を認めている。 （国の部活動指導員の職務を内包） ※外部講師扱い ○国・都の制度に基づく部活動指導員の配置の研究（Ｂ）（再掲） 令和２年度を目途に（Ａ）（Ｂ）を整理する。	・瑞穂町部活動基本方針に基づく運営 ① 平日１日以上と土日１日の休養日（原則） ② 平日は２～２．５時間以内の練習 土日は４時間程度の練習（原則） ③ 長期休業日は一定のまとまった休養日进行ける。 ④ 朝練習は原則行わない。 ⑤ 練習メニューは科学的・合理的手法に基づいて行い、短時間で可能な効果的な手法に努める。 ・瑞穂中学校、瑞穂第二中学校での統合した部の研究 ※顧問や生徒の減少に伴う対応

9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり 【フェーズ3】

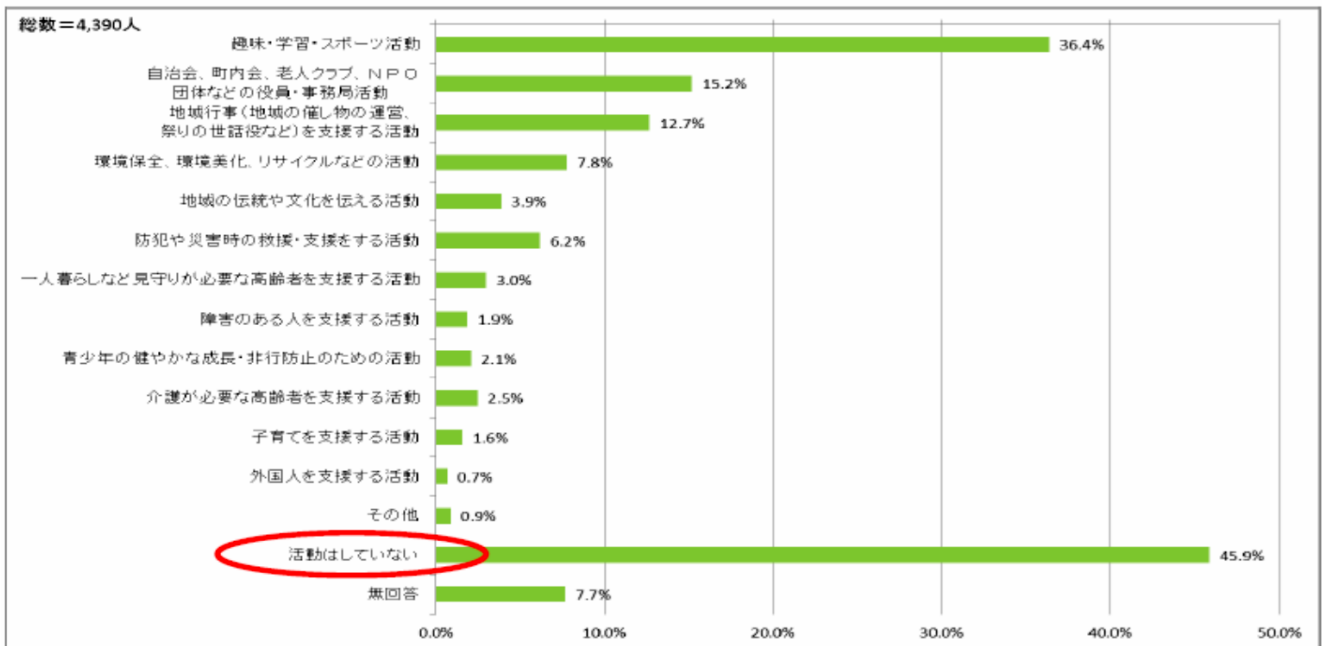
1 現状、課題とそれらを克服する方向性

平成18年12月の教育基本法の改正で、「学校・家庭・地域住民等との連携協力」に関する条文が規定され、次代を担う子どもたちの育成に社会全体で取り組むことが明記されました。学校・家庭・地域との連携をめぐる国の新たな動向として、平成27年12月に、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が示されました。これを踏まえて、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月には社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。今後は、これまでの「支援」から「協働」への発展を目指す「地域学校協働活動」の推進が求められています。東京都では着実に地域学校協働活動が推進され、平成30年度には下図の自治体で取組が行われています。本活動は、瑞穂町でも目指していく必要があります。

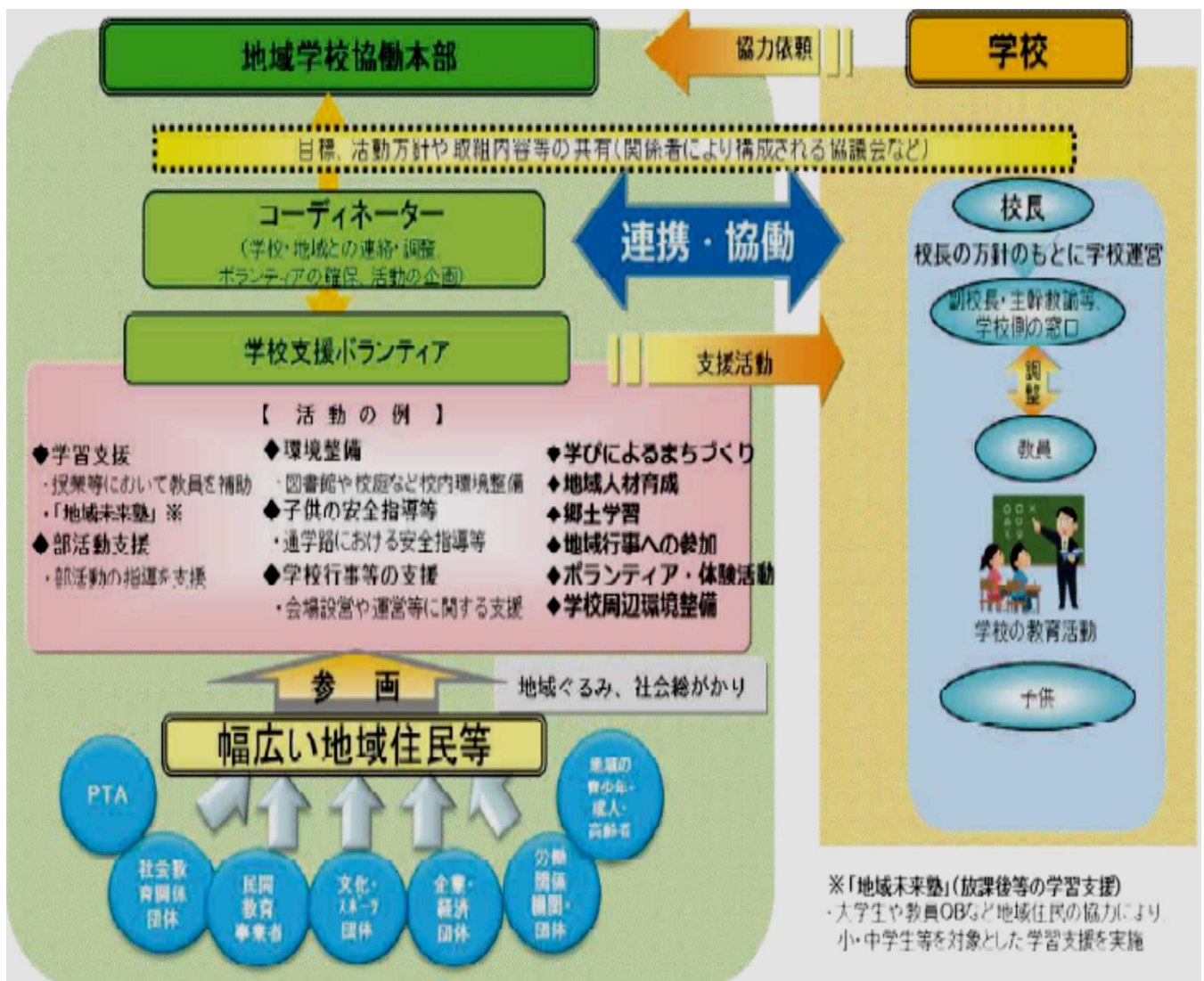


瑞穂町はこれまで、校長が学習ボランティアを募ったり、また、PTA、シルバー人材センター及び瑞穂町老人クラブによる登校時の見守り活動が行われたりしてきた実績があります。しかし、PTAの構成者である保護者は勤労している割合が高く、また、学習ボランティアの募集は学校が主体となっており行われているため、保護者や副校長等の負担が増えています。一方、高齢者の社会参加の状況は、次頁の表（東京都福祉保健局「福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』平成27年度」）の通りで、潜在的に人材活用が望まれています。加えて瑞穂町は多摩地区でも高齢化率が高い実態があります。今後、瑞穂町教育委員会と学校は地域学校協働本部を設置するとともに、地域の方から地域コーディネーターを委嘱し、同コーディネーターが学校と地域の橋渡し役となり、地域社会総がかりの教育の営みとして、放課後等の学習環境（地域未来塾による補習教室等）の構築や登下校時の安全見守り活動を振興していく必要があります。これら地域社会の営みは、生涯学習や社会教育の視点にも立った施策であり、町の活性化にもつながります。

表 高齢者の社会参加の状況



※参考 福祉保健基礎調査「高齢者の生活実態」(東京都福祉保健局H27)



※ 参考 平成30年度地域学校協働活動推進事業(地域未来塾を含む)報告書(東京都教育庁地域教育支援部)

2 フェーズ3を実現する主要な施策・事業【フェーズ4】（主な実施計画）

- （１）地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による学習教室や登下校安全対策等、学校支援の推進（全小・中学校）
- （２）ふるさと学習「みずほ学」の推進（再掲）と外部人材を活用した学習支援の推進
- （３）青少年の健全育成の推進
- （４）保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者等への支援

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、国では、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域の活性化を行うことが、法的にも明らかにされました。瑞穂町では地域コーディネーターを地域学校協働推進委員に位置付け、地域協働活動を行っていきます。保護者が主体となるPTA活動は学校の教育活動に寄与してきました。しかし、その引き受け手となる保護者は、勤労や家事等に多忙であり、したくてもできない現状も見受けられます。今後は地域学校協働本部と連携を強めて、PTAの負担感を減らしていくことが期待されます。また、核家族化が進み保護者が家庭教育について、悩みを抱えている場合があります。解決策の1つとして、地域学校協働本部の設置に伴い、同本部が子育てセミナー等を企画し、地域の高齢者等から子育て等の体験話を聞くことも可能です。地域学校協働活動には、世代間をつなぐ生涯学習の機能が期待されます。また、地域協働活動は社会教育にも位置付けられることから事業の推進にあたり、学校教育と社会教育の密接な連携が必要です。

教育委員会	学校
○瑞穂町地域学校協働本部設置要綱の制定（令和2年度） ○地域学校協働本部設置に伴う諸整備（令和2年度まで） ○地域コーディネーターの委嘱（地域学校協働活動推進員）（令和2年度から） ○統括地域コーディネーターの委嘱 ○地域コーディネーター連絡協議会の設置・開催（令和3年度から） ○スクールガードリーダーの委嘱（各小学校） ○「まちの先生（ゲストティーチャー）リスト」の登録（ふるさと学習「みずほ学」関連）（再掲） ○右記の支援・連携	・地域コーディネーターの推薦（令和2年度） ・地域学校協働本部の設置（全校）（令和2年度から順次開始） ① 放課後学習等 ※年35回以上の実施 ※国語・算数（数学）・英語を中心とした基礎的な学力定着の場としての位置付け ② 登下校の見守り活動等（小学校）（次頁参照） ※スクールガードリーダーとリンク ③ 漢字検定・数学検定などの企画・運営 ④ その他、地域の方と児童・生徒が関われることを検討し、青少年の健全育成に寄与する。 例 学習教室、イベント等 ⑤ ふるさと学習「みずほ学」の充実 ⑥ 子育てセミナー等の企画（家庭教育）

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

（学校を核とした地域力強化プランにおいて実施・国庫補助率1/3 ※指定都市・中核市の直接実施の場合負担率各2/3）
（実施主体：都道府県・指定都市・中核市、負担率：都道府県、市町村各1/3）

平成29年度予算額 86百万円
平成30年度予算額 106百万円

○学校や通学路における子供の安全を確保することが必要
○学校現場はオーバーフロー状態、教職員だけでは安全確保が困難

地域全体で取り
組む体制が必要

○家庭と地域の関係機関・団体との連携強化
○地域のボランティアを養成・確保して活用

スクールガード・リーダーの巡回等の強化

**スクールガード・リーダー
育成講習会の充実【拡充】**
スクールガード・リーダーとしての資質を備えた人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員OB等を対象に育成講習会を開催。（1地域 3回 → 5回開催）

スクールガード・リーダーの委嘱
警察官OBや防犯の専門家等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各学校を定期的に巡回し、見守り活動のポイントや改善すべき点等の指導と評価や、スクールガードに対する指導等を行う。また、学校等の巡回指導を円滑にするため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催する。（1539箇所）

見守り活動を行うスクールガードの養成・支援

各地域の子供の見守り活動の支援
各地域の通学路や学校で実施されている子供の見守り活動などの、防犯活動に対する支援の実施。（1539箇所）

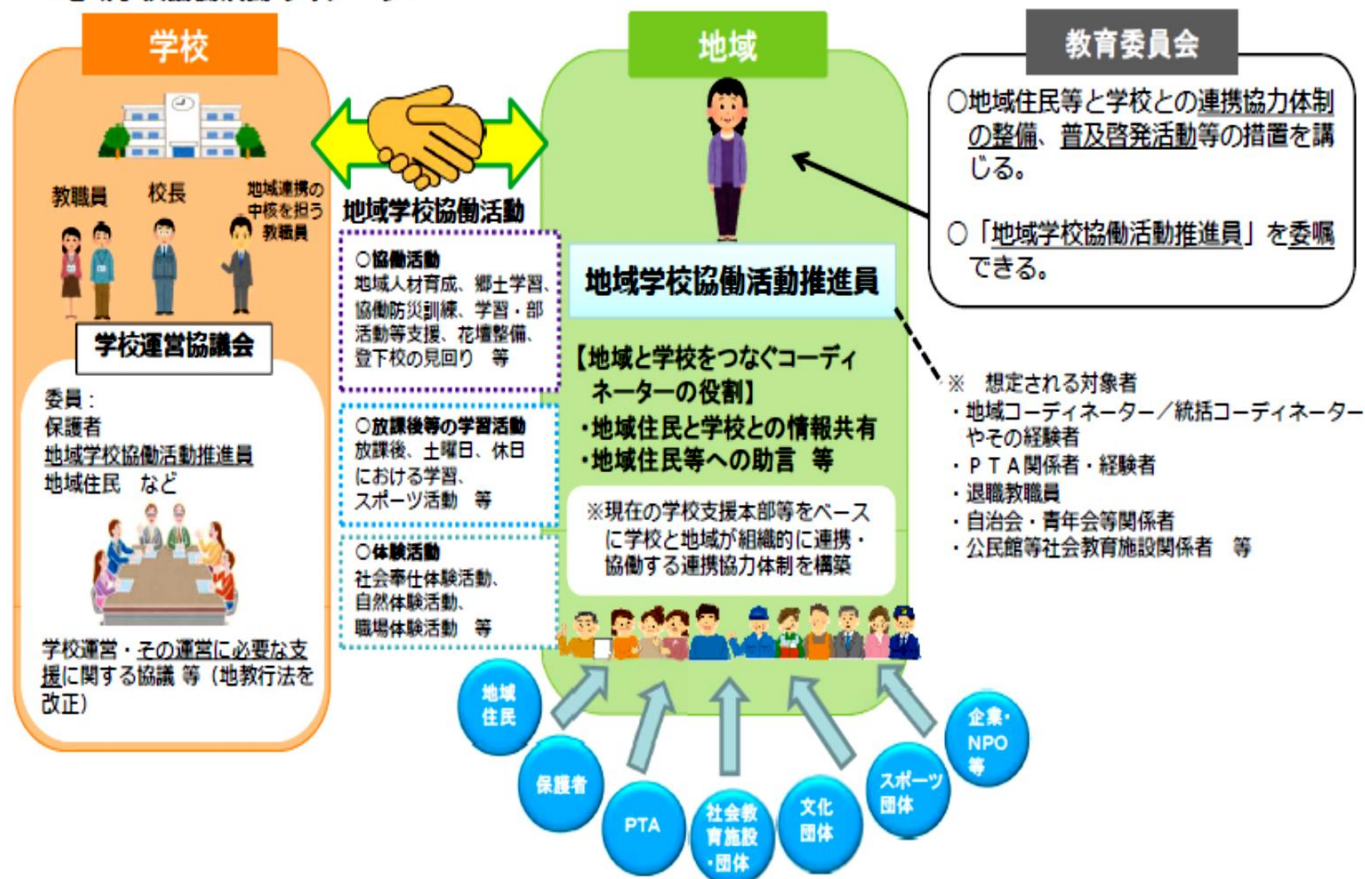
【活動例】

- ・登下校時におけるパトロール・防犯訓練の実施
- ・通学安全マップ作成・防犯ブザーを児童へ貸与
- ・ICTを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できる取組の実施

**スクールガード
養成講習会の充実【拡充】**
通学路等で子供たちを見守るスクールガード（学校安全ボランティア）を養成するために、最新の安全に関する情報・意識啓発による質の向上などを学ぶことができる養成講習会を開催。（1地域 3回 → 5回開催）



＜地域学校協働活動のイメージ＞



（５）社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進

小学校は令和２年度、中学校は令和３年度から、全面実施となる小・中学校学習指導要領（平成２９年告示）の母体となる中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」に、「社会に開かれた教育課程」について以下の記述があります。

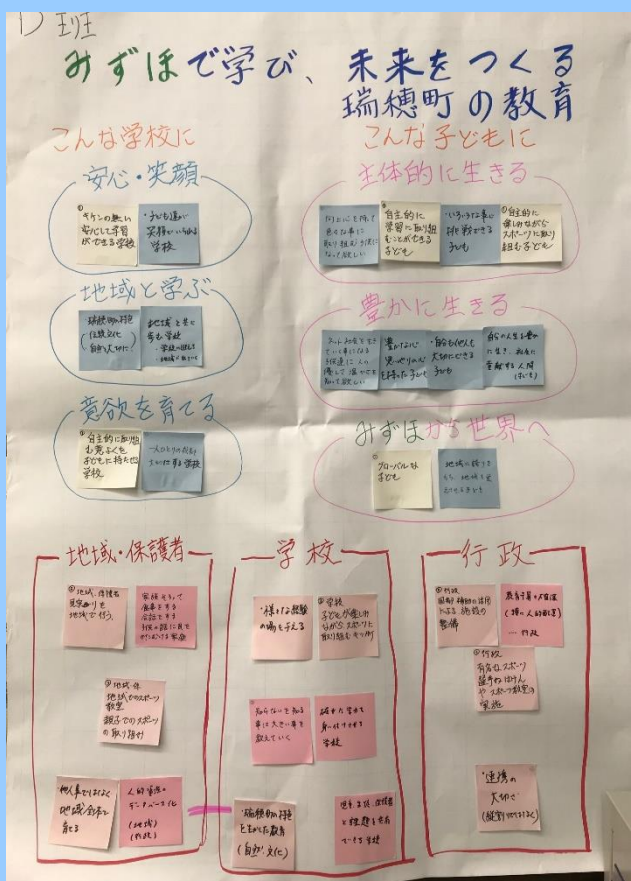
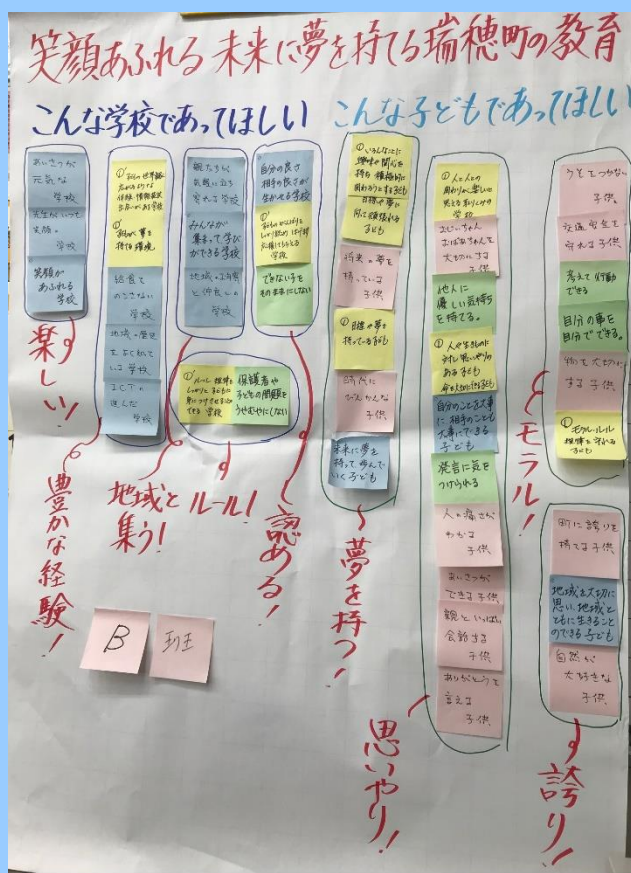
- ・地域学校協働活動等の推進による学校と地域の連携・協働を更に広げていくためには、学校教育を通じて育むことを目指す資質・能力や、学校教育と社会とのつながりについて、地域と学校が認識を共有することが求められる。また、学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を展開していけるようにすることも重要である。
- ・そのため、教育課程の基準である学習指導要領等が、学校教育の意義や役割を社会と広く共有したり、学校経営の改善に必要な視点を提供したりするものとして見直されていく必要がある。
- ・教育課程の課題を乗り越え、子供たちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、「社会に開かれた教育課程」として次の点が重要になる。
 - ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
 - ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
 - ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

以上のことから、教育課程の編成・町教育委員会への届け出・実施に当たっては、教育課程の編成は校長の所管ですが、町教育委員会の指導・助言を得ながら上記のことを踏まえて行う必要があります。さらに、社会に開かれた教育課程にしていくため、地域学校関係者で構成する学校運営連絡協議会で説明をしたり意見を求めたりしなければなりません。また、学校運営連絡協議会の学校職員を除く委員は、学校教育法施行規則に基づく学校評議員となることから、学校の自己評価結果を踏まえた学校関係者評価をいただく必要があります。合わせて、瑞穂町では学校評価をより客観的かつ適正に行うため、第三者評価を行います。

なお、国では、平成２９年３月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正し、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を努力義務化しましたが、瑞穂町ではその前段となる地域学校協働本部の設置が急務であり、この組織の設置を進めています。また、地域学校協働本部の母体は、学校運営連絡協議会が原則担う必要があると考えています。

教育委員会	学校
○右記全項目の指導・助言 ○学校運営連絡協議会委員の委嘱 （地域コーディネーターを含む） ○学校評価（第三者評価）の実施	・社会に開かれた教育課程の編成・実施 ・学校運営連絡協議会委員の推薦 （地域コーディネーターを含む） ・学校運営連絡協議会の開催 ・学校評価（自己評価）の実施 ・学校関係者評価の実施 ・学校評価（第三者評価）の受け入れ

審議会委員のグループワーク（これからの瑞穂町の教育への願い）



瑞穂町教育基本計画審議会委員名簿

氏 名	役 職	
◎会長 田 中 洋 一	学識経験者	東京女子体育大学教授
○副会長 悴 田 康 之	学識経験者	明星大学教授
石 坂 隆 文	小学校長	瑞穂町立瑞穂第一小学校
池 谷 芳 彦	中学校長	瑞穂町立瑞穂中学校
中 野 雄 司	小学校PTA代表	瑞穂第三小学校PTA副会長
山 宮 安 子	中学校PTA代表	瑞穂中学校PTA会長
田 村 勝	社会教育委員	社会教育委員
戸 田 祐 佳	民生児童委員	主任児童委員
沖 悟	幼稚園・保育園 関係者	如意輪幼稚園長
下 田 智 子		石畑保育園長
鈴 木 育 雄	一般公募町民	
鳥 海 雅 美	一般公募町民	
宮 坂 勝 利	町役場関係者	企画課長
岡 田 弘 喜		地域課長
石 川 修		子育て応援課長
友 野 裕 之		学校教育課長
佐久間 裕 之		社会教育課長
小 熊 克 也	事務局	教育指導課長
稲 富 泰 輝		統括指導主事
脇 山 聖 司		指導主事
加 藤 篤 士		指導係長

第2次瑞穂町教育基本計画策定経過

〈令和元年度〉

実 施 日		検 討 内 容
第1回	5月27日	出席委員 17名 ・ 諮問 ・ 講義「これからの教育を考える」 ・ 第1次瑞穂町教育基本計画総括
第2回	7月 1日	出席委員 16名 ・ 教育基本計画の全体構想の構築 ・ グループ演習 ・ 第2次瑞穂町教育基本計画の構成等の素案説明
第3回	7月29日	出席委員 14名 ・ 第2次瑞穂町教育基本計画素案審議 （1）教育委員会基本方針と第2次瑞穂町教育基本計画との関連、及び長期総合計画の整合性について （2）第1次教育基本計画の「人間力」と学習指導要領の「生きる力」について （3）フェーズ3の9つの方向性について（フェーズ3・1）
第4回	9月25日	出席委員 15名 ・ 第2次瑞穂町教育基本計画素案審議 （1）前回審議の結果から第2次瑞穂町教育基本計画素案の修正 （2）フェーズ3の9つの方向性について（フェーズ3・2からフェーズ3・5まで）
第5回	10月28日	出席委員 15名 ・ 第2次瑞穂町教育基本計画素案審議 （1）前回審議の結果から第2次瑞穂町教育基本計画素案の修正 （2）フェーズ3の9つの方向性について（フェーズ3・6からフェーズ3・9まで）
第6回	11月25日	出席委員 16名 ・ 第2次教育基本計画素案審議 （1）前回審議の結果から第2次瑞穂町教育基本計画素案の修正 （2）第2次瑞穂町教育基本計画素案全体に対する質疑 ・ 第2次瑞穂町教育基本計画答申案について

第2次瑞穂町教育基本計画後期計画（素案）に関する意見徴取について

1 パブリックコメントによる意見徴取

以下のとおり意見徴取を行いました。

(1) 意見募集を行った期間 令和元年12月24日（火）～令和2年1月7日（火）

(2) 意見募集方法 町ホームページ掲載及び下記施設での閲覧

(3) 閲覧場所 町ホームページ、指導課窓口、図書館、郷土資料館、武蔵野コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター

2 パブリックコメントの結果

意見の件数 2件

No.	任意記入欄	回答
1	これからの時代は、今まで以上に主体性やコミュニケーションが社会で求められてくると思います。 各教科の学習はもちろん大切ですが、「みずほ学」などを通して、子どもたちが将来力強く生きていけるための人間力を育むための学習機会も大切だと思います。そういった部分も計画（案）の中で示されており、3人の子を持つ親として、ありがたく感じました。 日々、瑞穂町の教育にご尽力いただき感謝申し上げます。	ふるさと学習「みずほ学」へのご理解とご教示をいただき有難うございます。ふるさと学習「みずほ学」を通じて瑞穂町に暮らしている住民として、そして日本人としてのアイデンティティを育み、国際社会で渡り合える児童・生徒の育成を目指してまいります。また、この土台となる、学力をはじめとした生きる力を身に付けられるよう、教育委員会と学校が一体となって第2次瑞穂町教育基本計画に基づきながら教育してまいります。
2	学校は地域の住民が必ず関わりをもつ施設だと思います。児童・生徒、保護者だけでなく、ふるさと教育みずほ学などで地域住民が生涯学習の成果を還元できるようなしくみを通して、もっと学校へ入っていったら良いと思います。その姿を見て、児童・生徒も学びにつづけることに関心を高め、生涯教育への導線となり、異世代交流も進み、学びの循環ができることが期待されます。そういう意味でも学校は地域の教育の拠点として充実してほしいと思います。	生涯学習の視点に立ったご意見をいただき有難うございます。第2次瑞穂町教育基本計画ではフェーズ3の「9 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育・登下校安全のしくみづくり」にその位置付けがあり、ふるさと学習「みずほ学」との関連を図っています。地域の方がゲストティーチャーとなり生涯学習としても充実させていきます。この他、地域学校協働本部事業を発足させるので、地域や保護者の方々の意見を参考にしながらセミナーやイベント等の開催が学校単位で可能となり、学校を拠点とした生涯学習が実現できるものとして考えています。

3 教育委員からの意見徴取

(1) 意見徴取を行った期日 令和元年12月26日

(2) 意見徴取方法 直接ヒアリング

第2次瑞穂町教育基本計画

令和2年3月

編集・発行 瑞穂町教育委員会教育部教育指導課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335

TEL:042-557-0501(代表)

FAX:042-557-2693